

令和4年第3回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 （1日目）令和4年9月12日 午前9時 （3名／5名中）
 （2日目）令和4年9月13日 午前9時 （2名／5名中）

順番	質 問 者	通告方式	質 問 内 容
1	松木 豊年	一問一答	①学校給食費の無償化について （町長、教育長、担当課長） ②丹生水銀鉱採掘跡を保存し、文化遺産を生かした まちづくりをすすめるために （町長、教育長、担当課長）
2	木戸口 勉幸	一問一答	①2050 カーボンニュートラル脱炭素社会の実現に 向けた取組みについて （町長、担当課長） ②温室効果ガスゼロ化に向けた新たな農業戦略に ついて （町長、担当課長）
3	志村 和浩	一問一答	①デジタル田園都市国家構想推進交付金事業につ いて （町長、担当課長） ②産後ケア事業について （町長、担当課長）
4	前川 勝	一問一答	①獣害対策について （町長、担当課長）
5	松浦 慶子	一問一答	①学校教育における子どもの育成と学校づくりの 課題について （町長、教育長、担当課長）

(9月12日9時00分)

(5番 松木 豊年 議員)

○議長 (坂井 信久) 1番目の質問者、松木議員の質問に入ります。

5番、松木議員。

○5番 (松木 豊年) おはようございます。日本共産党の松木豊年です。一問一答方式で、学校給食費の無償化について、2点目、丹生水銀鉱採掘跡を保存し、文化遺産を生かしたまちづくりを進めるために、の2つの事項について質問をいたします。

最初に、学校給食費の無償化についての質問です。文科省は平成29年度の学校給食の無償化等の実施状況及び完全給食の実施状況の調査を実施し、この結果を公表しております。この平成29年度調査は、学校給食費の無償化に大きな流れを作ったと言えます。さらにコロナ禍と物価高騰による給食材料費の値上げによって、無償化の流れは大きく加速されています。そして無償化の中身、内容も完全型、新型コロナ対策としての期間限定型、多子世帯での第2子、第3子等を対象とした部分型など多彩な内容になっております。実施自治体も人口規模の小さい町から市、中核都市へと広がりを見せております。これらを踏まえて、今後多気町として学校給食費の無償化を進めるための課題を明らかにするために、以下、質問をさせていただきます。

まず最初の1点目です。文科省のこの調査以降、学校給食費の流れについて基本的な認識とその評価を伺います。

○議長 (坂井 信久) 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長 (小林 真一) ただ今の松木議員のご質問にお答えさせていただきます。平成29年度、文部科学省の調査では学校給食費の無償化等の実施状況及び完全給食の実施状況は、全国の都道府県教育委員会を通じて市区町村教育委員会、この場合1740の自治体でございましたですが、に対し、平成29年度の学校給食費、これは食材費でございます、無償化等の実施状況及び完全給食の

実施状況を調査したものでございました。無償化等の実施状況は、小学校、中学校とも無償化を実施しているのが、1740の自治体のうち、当時っていうことでございますが、76、約4.4%の自治体でございました。それにつきまして、その後、全国的な無償化の流れや多気町において無償化に向けての流れにまでなっているとは思っておりません。言われましたように、一時的にはコロナ禍におきまして、国の地方創生臨時交付金を活用した保護者負担の軽減を実施している地方公共団体もございます。多気町につきましても二度の実施をさせていただいた状況でございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 平成29年度の調査の中身ですけれども、今ご説明いただきました。その内ですね、小さな自治体からもう少し規模の大きい自治体に広がっているということを私、流れとして申し上げましたけれども。この点につきましてですね、当時は5市、5つの市しか完全無償化っていうのが実施されておりましたけれども、その後、中核市や市のところでの採用っていうことに広がっております。それともう一つは、これも教育長おっしゃっていただきましたけれども、コロナ対策、物価高騰対策として、部分的な期間限定的な給食費の無償化っていうのが、これはもう急速に広がっていると思います。おっしゃったように、当町でも半年間実施っていうのが2回、現在も進行形ですけれどもされております。で、今おっしゃったそのコロナ対策の問題で申し上げます。これあの、質問通告をした後の文科省の発表でしたけれども、9月9日に発表しておりますけれども、物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況をお知らせしますということで、1793自治体を対象にして調査をした結果が、実施予定もしくは実施をしているというところが1491自治体です。内、臨時交付金の活用をするとしたものが1153、77.3%というふうに、やはり全体として無償化の流れっていうのは広がってきてると。コロナ禍という特殊な状況ではありますけれども、広がってきていると思いま

すけれども、先ほどのご答弁では大きな流れにはなっていないという見解をおっしゃっていただきましたけれども。中核都市で言いますと明石市が人口約30万ですけれども、2020年に中学の無償化が実施されています。青森市は今年の10月からですけれども、小中の無償化が実施されるということになっています。大阪市は、これは臨時的ですけれども、2020年から2022年、小中とも無償化をするという、大きな都市でも無償化ってというのが進んでおりまして、当初の小さい自治体にかかなり限定的、5つの市が、29年度の調査では5つの市が含まれていましたけれども、およそ3万から5万ぐらいの小さな市でしたので。そうした小さい規模の自治体から大きな規模の中核の自治体まで広がっているというのは、大きな流れという特徴的な流れだというふうに思いますが、いかがでしょうか。先ほどの、大きな流れにはなっていないんじゃないかということに関わって、もう一度見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） お答えさせていただきます。明石市の事例につきましては私のほうも承知しております。ただ、全国1700、1800近い自治体の中でそれほど大きな自治体までなっていないというのが、私の認識でございます。おっしゃったように、平成29年の調査の中では、74の自治体のうち大半が1万人未満の人口規模の自治体だったというふうに私のほう認識しております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） それでは関連してお伺いします。後の質問にも関わりますけれども、無償化に至った経過とかですね、29年度の調査の時点ですね。で、無償化を開始した目的、無償化での成果とか、あるいは無償化をする実施前後の課題などについても、この文科省は整理、調査の結果で整理されておりますけれども。これらの中身を見ますとですね、例えば、無償化に至った経過では

市長さんの公約や意向、あるいは議会における議論、自治体の施策の一環、P
T Aからの要望があった、こういったことが例として示されています。今後、
あるいは無償化を開始した目的ではですね、食育の推進、人材育成、保護者の
経済的負担の軽減、子育て支援、少子化対策、定住・転入の促進、地域創生な
ど広範な自治体の施策に関わるものとしてこの学校給食の無償化の開始した
目的や経過の中で整理されております。我が町においてもですね、今後、その
無償化を検討する上で、こうした文科省での調査結果のまとめというのは非常
に参考になる中身だと思いますが、それらも含めてお考えがあればお聞かせく
ださい。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。2番
目の質問に入ったって理解でよろしいでしょうか。まだそこまではいって
ないってことでございますか。はい、ええとまず議員の質問では無償化す
る場合っていうことの仮定になっていますので、少し答えになっていないとこ
ろもあるかと思いますが、答弁させていただきます。学校給食費をまず見た場
合、学校給食に関する経費っていうのがかかってきます。その中にはまず施設
の整備費、そして人件費、修繕費に光熱水費、そして食材費、このような経費
がかかってきております。学校給食費につきましては法的な根拠がございまし
て、学校給食法というのがございます。その中で、施設整備費、人件費、修繕
費、これらは設置者負担っていうことになっております。そして食材費につ
きましては保護者の負担、もう一つ光熱費がございしますが、これにつきましては
設置者または保護者、このような決めになっております。多気町におきまして
は光熱費につきましては設置者、すなわち町のほうが負担しております。この
食材費につきましては7000万の、約7000万の食材費が必要となっております。
その内、保護者に求めておるのが5949万2000円、約6000万の食材費につ
いて保護者に求めております。給食費全体で見ますと1億7800万、約1億8000

万の給食費の経費がかかっております。その内の6000万が保護者のほうに負担いただいている状況でございます。この6000万につきまして無償化になると非常に大きな金額でございますので、なかなか今すぐっていうわけにはいきませんが、他の予算との関連もございまして、そのところはなかなか難しいかなあと私のほうでは考えます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 教育長のご答弁では、学校給食法の給食費に関わる負担の保護者負担か設置者負担かの区分けがあるという、こういうご説明が一つされたと思いますが、これは区分けを学校給食法のほうで示しているだけであって、保護者負担分の食材費を設置者が負担するという点について、それを咎めるものではないという、これは文科省の見解が示されていますので、法律的には何ら問題はないというふうに理解すべきだと思いますけれども、これについてはどういうふうにお考えですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） おっしゃるとおりでございます。学校給食法におきましては区分けをしておるだけでございまして、決して「ねばならない」というふうな法律ではございませんので、そのところは、私のほうも承知しているところでございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） そうしますと法律的には学校給食法上も無償化するにあたってのなんら障害にはならなくて、逆にその交通整理をしていただいているというふうに理解すべきであって、学校給食法の第1条ではですね、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果すもの、食欲の推進を図

ることを目的とするというふうに学校給食の役割と目的を規定しておりますので、それらを促すということ、さらに食育基本法の前文では食育を生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきものとして位置付けて教育の一環としていると言うことでもあります。さらに、学習指導要領でも学校給食のことを明確に示していきまして、学校給食は特別活動の学級活動に位置付けられているという事で、教育上も学校給食を非常にこう重視しているということは言うまでもないことでもあります。従って、コロナ禍でも非常に家庭の皆さん、保護者の皆さんの負担がのしている訳ですので、これらをこうした状況を踏まえてですね、学校給食の無償化について前向きに検討すべき時期にあると思います。これは憲法 26 条の「義務教育は無償とする」という規定から見ても、憲法的な大きな要請になっているのではないかと考えます。

さらに県内の動きを見てみましても、大台町が今年度から小中学校の無償化を始めております。志摩市はちょっと特異な例ですけど、非常に私は参考になると思います。教育長、財政的なことが非常に検討が必要だということで、私もこれは全くそうだと思いますけれども。志摩市においてはですね、2020 年に中学 3 年生一学年だけ無償化をスタートさせて、順次 2020 年、今年はですね、中学生と小学校 5 年 6 年生の無償化を進めています。これは学年別の部分的な、それは財政的な負担の様子なんかも見ながらですね、順次進めていこうというそういう前向きな姿勢があるからこそ、現実的なやり方で選択をされたのではないかなというふうに思います。併せて、1 年生から 4 年生は、これはコロナ対策の特別交付金を活用しての今年度の無償化をやって、全学年つまり無償化になっているということでもあります。さらに、いなべ市でも 10 月から小中学校の無償化が進められるというふうに伺っています。

この際、先ほど申し上げましたように、町づくり全体にとっても子育て支援や定住・移住促進、移住の受け入れの促進など全体的な視点から見ても、この小中学校での学校給食の無償化というのは非常に大きなウエイトを占めるものだと思います。全体的な視点からの無償化の検討をぜひ進めるべきだと思います。

ますが、町長ご見解あれば伺いたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 教育長申し上げましたように、財政的なこともあります。

それから全国の状況も、確かに松木議員おっしゃっていただいたように、こういう無償化にせいという要求を町民の方、また県民の方も含めて反対する人は誰もいないと思います。しかし、年間数千万、7000万ぐらいかな、これから毎年かかるということになりますと。町の行政といいますのは建設もあれば、前も言いましたように環境もあれば、もちろん教育もありますし、他の福祉関係でもたくさんあるんです。それらをやっぱりバランス良くやっていかなければということになりますので、今、議員おっしゃっていただいたように完全無償化というのは非常に難しい。というのは、大半の部分は公的負担でやってます。施設の整備、運搬から給食材料しとる人件費、これら全部町でやってますので、材料のほうだけ皆さんで支払ってください。で、もう一つ、完全無償化をやるとしてしまいますと裕福なお家もそれからそうじゃないお家もということになります。まあ、そうじゃないお家については就学援助制度という制度もありますので、そうした部分の活用もできますので、今すぐにとということにはならないと思います。バランス良い政策をやっていきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 先ほど志摩市の例にもちょっと引き合いに出させていただきましたけれども、志摩市がですね、中学3年生だけを対象に無償化に実施した経緯についてホームページなんかで調べますと、中学を卒業するにあたって、卒業年度ですので、次へのその進学とか進路について教育費が非常に他の学年とは違って負担が重くなっていくということへの配慮から進めたというふうに伺っております。私はいきなり全部、全児童、全生徒を対象にとということをおぼろしくもそこからは進めるべきではないかということをおぼろしくはあり

ませんが、部分的なですね、そうした財政負担の可能性なども視野に入れながら検討をすべきだというふうに思います。併せて、食材の調達をですね、地産地消やあるいはその有機食材を積極的に取り入れるというようなことも併せて進めることで、全町的な広がり、単に狭い意味での教育の分野だけの財政支出というふうにとどまらない、いろんな複合的な効果が見込まれると思いますので、そうした前向きな検討を強く要望して、次の質問に入ります。よろしいですか。

○議長（坂井 信久） はい。

○5番（松木 豊年） それでは、丹生水銀鉱の採掘跡を保存して文化遺産を生かしたまちづくりを進めるために、の項目に移ります。これも教育長及び教育課の関係ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

東大寺の大仏の金メッキの触媒として使われた水銀の大半が伊勢の国のもので、その伊勢の国というのは丹生の水銀鉱から採掘されたものであるということは、多くの歴史家の共通の認識であります。また、辰砂、辰の砂と書きますけれども、何種類かある水銀鉱石の一種で、水銀を取るに重要な鉱石とされています。成分は水銀と硫黄が結合した硫化水銀だそうではありますが、この辰砂というのは三重の石にも指定されている鉱石であります。この辰砂を粉砕して粉にして朱を生産して、土器などの彩色に使ったとされております。この縄文時代の池ノ谷遺跡から辰砂の原石が出土しておりますけれども、この丹生水銀の歴史はまさにこの縄文時代にも遡ることになってくるわけであります。従って、こうした水銀鉱の採掘の跡をですね、保存して文化遺産としての価値を明確にしてこれを生かしたまちづくりを進めるということは、非常に重要な意味を持っていると思ひます。

以下、質問をさせていただきます。

平成 29 年 3 月に発行されました「丹生水銀鉱採掘跡分布報告書」、これ図書館から借りてまいりました。約 100 ページに近い報告書です。資料も含めると 100 ページに近い 95 ページにのぼる報告書ですけれども。この報告書では、丹

生水銀の採掘分布報告書の中で、今後の課題、及び、発掘跡の保護・活用が示されており、報告書がまとめられてからどのような取り組みがされてきたか、具体的に説明をお願いしたいと思います。また、今後の取り組みについてどのように考えているか、併せてご説明をお願いします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） それではただ今の松木議員のご質問にお答えをさせていただきます。ご指摘の丹生水銀鉱の採掘分布調査報告書につきましては、丹生付近の水銀鉱旧坑口の分布調査結果を中心に作成をされており、調査の目的といたしましては、①として丹生水銀鉱採掘跡の価値を裏付ける学術的根拠をまとめ、その価値判断の基準にすること、それから②といたしまして、史跡としての文化財指定に向けて基礎となる現状を整理すること、の2点としております。調査結果として、旧勢和村で平成5年、6年に行われた水銀鉱採掘跡の詳細分布調査や、その後の調査で発見された278カ所に加えて、新たに203カ所を確認されていて、旧坑口の総数は481カ所となっております。調査及び報告書の作成に当たっていただいた丹生水銀調査委員会からは、その歴史的価値、保存の重要性について提言をいただいております。指定文化財候補として提案いただいたいくつかの坑口のうちから1カ所を平成29年7月に町の文化財として指定をしております。今年度は、その指定文化財指定の箇所が崩れておりましたので、その修繕も行っております。今後は、その指定箇所を中心とした史跡としての保存、それから活用を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） えっと、ちょっと画像で資料を準備しましたので、見ていただけたらと思います。よろしいですか。

○議長（坂井 信久） はい、許可します。

○5番（松木 豊年） 今画像でお示ししたのが、この報告書の中で資料に含まれておりますけれども、丹生水銀の分布の全体を示した地図であります。ちょっと見にくいので拡大してみたいと思います。お分かりになりますでしょうかね。波多瀬というのが今ここにありますが、波多瀬のこの飛び地の名古屋ってところから始まってですね、片野、朝柄、これは小学校、中学校のすぐ近くにこの赤で囲ったところが、詳細な分布がこの報告書の中に示されているわけです。で、これが丹生ですね。で、この左のところが左の下のあたりが色太などです。この黒いのがコケッコ共和国になります。このような全体としての分布になっています。先ほど課長からのご説明がありましたように、前回の勢和村の時代に調査したものとあわせて、今回の調査で481カ所というのが分布として示されたということで、詳細なエリアでは前回の調査と色を変えて分布の様子がプロットされていまして、かなりこう集中的にその鉱脈の後を追った採掘の後付けなどが、見事に示されているわけです。そして、問題はこれをどうやって保存していくのかということになると思うんですが。今後の課題というところで、この報告書ではですね、石見銀山と比較して坑口の数がこれに匹敵するぐらいの非常に歴史的な価値のある遺跡なんだということを強調しておられます。しかも、報告書の中ではまだまだ十分分布も調査し切れていないので、これは500を上回る中身になるのは間違いないというふうに言っておられます。これはもうあくまでも分布調査ですので、さらに突っ込んだ考古学的な調査が必要になってくると。このことで、文化財としての価値という全体像が示されるのではないかと。で、広域に渡っていますので、それらを全ていきなり調査するってなかなか難しいので、丹生地域に集中的に詳細な調査をしてやっていくというのが非常に効率的ではないかというようなことも具体的に示されております。こうした中身ですので、具体的に今後の課題としても発掘調査を先ほど考古学的な調査をすべきだということだとか、安全を担保して散策路をモデルコース的に作るだとか、新しい案内看板を作るだとか、具体的な提案もされていますので、これらに沿ってぜひですね、これは報告書

でまとめるのが目的では、これはまとめること自体非常に意味がありますけれども、それで終わっては意味がありませんので、さらに具体的に踏み込んで、この文化財として保存をして保護をして、町づくりに生かしていくということになりますと、やはり必要な予算もとってですね、具体的な事業として進める必要があると思いますけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） 報告書のとおり、議員のご指摘のとおりでございます。主にこれまとめられた、調査された方がですね、そのように言ってみえます。まあ丹生地区にまだまだ投資をしてですね実態調査というかですね、分布調査を引き続きする必要があるということ聞いておりますし、それについて、例えば、考古学的な調査と言われましたが、要はその坑口がですね、いつの時代の坑口なんかと、というようなことも一切分かっていないのが現状でございます。そういうことを考えますと、その分布調査、それから考古学的な調査っていうのをですね、引き続き、これはしていく必要があるのではないかと。しかもこれについてはですね、そんな短期間で非常に出来ない。人もお金も時間も要るようなこともありますので、まあ長年、今後長年にかけてですね、そのようなことに取り組んでいく必要があるということと、それと合わせてですね、今現在も一部町の指定になっておるところはですね、観光施設的に使っているところございます。そのあたりを中心にですね、言われたような散策道について新しい看板を設置するとか、そういうことを考えていく必要があると思います。すべての坑口、これ東西が10キロ、それから南北2.5キロという広い範囲に分布しておりますので、全てをですね同じように保存するというのは非常に難しいと思いますが、そういう意味で、今後の活用、それから調査っていうのは、引き続き検討していくというふうには考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 考古学的な調査の重要性についてもおっしゃっていただきましたけれども。近畿自動車道の尾鷲勢和線が敷かれた時に、色太のところですね、丸山口っていうところと水谷っていうところで、同じように水銀鉍の遺跡が見つかりまして、これは県の埋蔵センターが調査を考古学的な発掘調査をしてまとめられた報告書がありますけれども。ちょうどこの報告書と同じぐらいの分量でしょうかね、冊子にすると。これでは考古学的な調査をしましたので、平安時代から近世にかけての遺跡であるだとか、飛鳥時代から奈良・室町時代にかけての遺跡であるだとか、あるいは採掘鉍の跡は47カ所、あるいはそれを上回るものであろうというようなことも調査報告書では書かれておりますので、ぜひこうした考古学的な調査をですね、積極的に進めるような後押しをすべきだというふうに考えております。特に、この報告書でも述べられていますけれども、ずり山という採掘をした鉍石を集めて分別をして、そこで叩き割ったりして、その水銀鉍だけを取り出してするような作業場所があって、まあ残ったものを捨てたずり山っていうような遺跡もあるそうなんですけれども。ここを考古学的に発掘しますと、その時に使った道具の残りだとか、いろんな生活関連の物というのが発掘で分かるそうであります。これは比較的、採掘鉍そのものをえぐってですね中に入れて行くという手法ではないので、比較的考古学的なやり方でも容易にできるというふうにも伺っております。そうしたことも含めてですね、ぜひ、もうかなりこの報告書が作られてから時間も経過しておりますし、太陽光パネルの設置だとか、そうしたことが山林、山の中にも作る前にちゃんと文化財として保護していくことも必要だということもこの報告書の中でも強調されておりますので、ぜひそうしたことを具体的に進めていただきたいと、進める必要があるというふうに考えますが、ぜひ予算措置も含めて検討すべきだと思います。重ねて見解を伺いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○**教育課長（達 武彦）** ご指摘いただいたとおりではあると思います。ただしですね、その文化財行政につきましてはですね、非常にまあ多気町いろんな課題がございまして、まあ、その後の質問にもあるとは思いますが、今ちょっと整理をしてですね、順次進めるべき課題がございまして。女鬼峠のことも含めてですね、まあ掛かれることから掛かるわけがございまして、いろんなことをやっていくにですね、どうしても年数がかかりますので、それについては順次進めていくと。いつの時点で掛かるっていうことはなかなか難しいと思います。

○**議長（坂井 信久）** 松木議員。

○**5番（松木 豊年）** 時間が少なくなりまして、申し訳ありません。最後の質問ですけれども、文化財、すでに指定されたところについての保存状態の進捗状況についても一言報告、説明をお願いします。

○**議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○**教育課長（達 武彦）** 前回の議会のほうでご質問いただいたことについてですね、現状といたしましては、文化財保護委員会開きましてですね、現在の指定文化財の確認、それから、指定の見直し等をですね、順次進めていこうと。概ね、今年、来年ぐらいで進めていくと。それと併せて、今言いましたようなその丹生水銀についてもですね、現状を確認を文化財保護委員と一緒にしていくというようなことを話し合っ、今から進める予定でございまして、よろしく願いいたします。

○**議長（坂井 信久）** 以上で、松木議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は9時55分からでございます。どうかよろしく願いいたします。

（ 9時44分 ）

（ 9時55分 ）

(3番 木戸口 勉幸 議員)

○議長(坂井 信久) それでは、定刻になりましたので会議を再開いたします。

ここで、傍聴人がおられますので、傍聴人に申し上げます。傍聴席入り口付近の掲示の多気町議会傍聴規則を遵守いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、2番目の質問者、木戸口議員の質問に入ります。

木戸口議員。

○3番(木戸口 勉幸) 3番、木戸口です。ただいまから一般質問をいたします。私は、2050、2050年であります。カーボンニュートラル脱炭素社会の実現に向けた取り組みについて、更にもう1点は、温室効果ガスゼロ化に向けた新たな農業戦略について、以上2点質問をいたします。

○議長(坂井 信久) 木戸口議員、マスク取っていただいても結構です。

○3番(木戸口 勉幸) はい。いずれも一問一答方式で質問をさせていただきます。

それでは第1点目に入ります。地球温暖化の進行は、異常気候や海面上昇など深刻な影響を起し、温室効果ガスの排出量が増え続けると社会に深刻な影響が生じ、近年では温暖化に起因した森林火災や大型台風、集中豪雨など、これまでの想像を超える災害が発生している。2020年10月、政府はカーボンニュートラルを宣言をし、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする目標を打ち出した。多気町におきましても、2021年4月12日、多気町、大台町、明和町、度会町、大紀町、紀北町で「三重広域6町ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年カーボンニュートラルに向け、太陽光をはじめ再生可能エネルギー施策を進めているところです。それでは順次、お伺いをいたします。

まず1点目ですが、令和3年度から4年度2カ年にかけて、実施計画というのが策定をされとるというふうに聞いております。6町との話しあい、お互いの情報共有など進捗状況について、お伺いをいたします。

○議長(坂井 信久) 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどの木戸口議員の質問にお答えさせていただきます。令和3年6月2日に、地球温暖化対策推進法の一部改正が公布され、令和4年4月1日より施行されたところでございます。今回の法改正につきましては、2050年までのカーボンニュートラルの実現が基本理念として明記されました。これにより、国が長期的に脱炭素の政策を継続することが約束され、同時に、国民、事業者、地方公共団体がこれまで以上に地球温暖化対策の高い実行性が求められることとなりました。これを受けまして、多気町では、令和3年度から4年度にかけて、環境省の補助事業を活用し、再生可能エネルギー導入の戦略策定に取り組んでいます。他の町でも、同様に補助事業に取り組もうとされましたが、2つの町が4年度の補助事業の採択を受けることが出来ませんでした。一部で足並みが揃っていない状況にあります。しかし、今年度において、6町の担当者会議を開催した中で、先行して取り組む町が事業の進捗状況を伝える情報共有を行い、遅れて進められる町のを補完する体制を確認したところでございます。また、広域での可能性について検討する中で、再生可能エネルギーのポテンシャルの高い町から電力需要の多い町に融通できる仕組みについて、協議を始めたところでございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） さらにですね、6町のいわゆる詳細っていうんですか、カーボンシティの宣言をしとる中でですね、いわゆるまあ筆頭は多気町が非常にこう排出量が多いということでございますが、そういったことも承知をされていると思います。この6町についての内訳をでね、詳細をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、今、各町の電力の需要ポテンシャル、需要であるとかポテンシャルにつきまして、少し紹介させていただきます。多気

町のほうにつきましては、電力の需要というのが年間におきまして 214 ギガワットということで、他の町につきましては、明和町が続きます 106、それから紀北町が 91、それから大台町が 48、大紀町は 47、度会町は 30 と、それぞれ年間の電力需要の実績がギガワット（GW）になりますけれども。GWh、アワーということなんですが、突出してまあ多気町が非常に多いということになります。また、それに対しまして、それぞれの町の持つ現在のポテンシャルとしましては、一番ポテンシャルの高いところは度会町、再生可能エネルギーのポテンシャルが高いのは度会町で 298。それから大台町が 251、そして大紀町が 186、紀北町が 101 ということで、それぞれの町のポテンシャルが自分の町の供給量を超えておるというところで、これら周辺の町を超えております。こういった超えている町から需要量の多い所にその電力の供給ができないかということで、今、協議を進めたところでございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 冒頭にも少し申し上げたんですが、この6町との話し合い、お互いの情報共有ということで、ちょっと承知をしていますと結構こう会議をしてですね、いろんな話し合いをしとるということですが、そこらへんも含めて状況を教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 6町の、以前のスーパーシティ構想の中の構成をしとる6町で、ゼロカーボンシティ分科会というものを構成しております。ここで、それぞれ環境担当されとるところと、それから企画担当されとる担当者が寄りまして、今いろいろ協議をしております。その中で各町が必ず取り組むべき方策、これはもう公共施設の再エネの導入であったり、省資源化のですね施設に変えてくとか、まあ省エネの公用車等の導入、こういったものが共同的に必要なようになってくるだろうと。また、住民の方にもそれぞれそういった施設

整備の取り組みを啓発していくというような取り組みが共通の課題として捉えております。また他にですね、先ほど申し上げましたように、再生可能エネルギーのポテンシャルの高い町から電力需要の多い町にですね融通できる仕組み、こういったものができないか、今協議をしているような状況でございます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） それでは、2番のほうにも部分的に入っとるんですが、次の2で申し上げたいというふうに思います。脱炭素に向けた地方自治体の取り組みについて、2050カーボンニュートラル実現には2030年までの10年間で非常に重要としております。環境省として初期の5年間にできることから実行することを求めておまして、具体的な計画、戦術についてお伺いいたします。また関連いたしますのでお聞きしますが、今後カーボンニュートラルの実現には住民の理解と協力が必要となつてまいりますが、どのように取り組んでいくのかも併せてお伺いをいたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） それでは、計画の実効性確保に向けましては、策定後も引き続き住民とのコミュニケーションを図る必要があると考えます。環境エネルギーをテーマとした学習会の開催であるとかアンケート調査を行わない、意見を施策に取り入れていくことが重要と考えます。現時点で考えられる戦術として、先ほども少し触れましたが、町民の方の脱炭素型ライフスタイルに転換するために、例えば再エネ電気への切り替え、クールビズ、ウォームビズの推進、省エネ家電の導入であるとか、ゼロカーボンドライブ、これ先ほど申し上げましたようなEVであるとかハイブリッド、燃料電池車の導入、太陽光パネルの設置、ZEHということではゼッチと言うんですが、ゼロエネルギーハウスの略でございます、高断熱、省エネ、創エネ、エネルギーを創り出すと

いうこと等の推進が挙げられます。また、地域再生可能エネルギーの創出としましては、バイオマス発電事業の拡充であるとか、広域6町での官民連携による再生可能エネルギーの共同調達の仕組み作りなどが挙げられると考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 部分的には毎日というところも出てくるわけですが、もう一度お伺いをしたいと思います。1点目です、1項目目で6町の中の度会町というのが出てまいりましたんですが、私の承知しておるところではですね、度会町はいわゆるメガソーラーが使われておりまして、これはまあ資料によりますと、ソーラー面積140ヘクタール、いわゆる140丁分という膨大に大きな、広大に大きなものでございます。ここで、ある時期から作られて、もう発電しとんのかどうか分かりませんが、その辺も含めてお伺いしたいと思います。さらに、いわゆる大型の風力発電が作られているということでございまして、約ですね、両方合わせますと11万キロワット、いわゆるアワーのですね、ワットの発電が可能というふうに聞いております。この辺について、課長の知り得るところですね、詳細な説明をお願いして、さらに6町でありますんで、多気町にはまあこういったことが無いし、それから他も聞いたことがございませんので、これは大変大きなものを作っておるということでございまして、このいわゆる電力需要ですね、この辺が可能かどうか、どこの市もまあ注目をされとるわけでございますので、この辺も併せてお伺いいたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 木戸口議員の質問にお答えさせていただきます。

6町の中の度会町なんでございますが、これはもうあのホームページ等で公開されておりますのでご覧いただけますが、まず最初に度会ウィンドファーム、これはコスモ石油の関連のコスモエコパワー株式会社が運営しております。第

一期と第二期エリアが分かれておりますが、第一期エリアは 2017 年 2 月稼働で 14 基の風力発電の風車が設置され、これが 28,000 キロワットを達成することができます。また第二期エリアにつきましては 2019 年 4 月稼働ということで 11 基、これも 22,000 キロワット、合計 50,000 キロワットの発電量を有しており、年間で 30,371 世帯の電力供給が可能であるというふうにされております。それから太陽光につきましては、宮リバー度会ソーラーパークということで、株式会社九電工と東京センチュリー、またベルテクノエナジー等が合同して今整備をしております。面積につきましては先ほど言われましたように 140 ヘクタール、東京ドームの約 29 個分の面積に当たります。これは 2023 年、来年ですが、4 月から本格稼働する予定でございます。発電容量としましては 71,900 キロワット、年間で 26,900 世帯の電力供給が可能ということでございます。まあこういった度会町さんは今後大きな再生可能エネルギーの発電のポテンシャルを有するということになりますので、こういったポテンシャルの高いところから需要の多いところに融通できないかという協議をしております。また多気町は一方どうかということなんですが、現在、令和 2 年の実績でございますが、太陽光発電につきましては 10 キロワットで、10 キロワット未満のもの主に一般家庭用の設置ですが、2,969 キロワット、また 10 キロワット以上でございますが、主に事業用として設置されたものです。これが 39,848 キロワット、合計で 42,817 キロワットと、多気町においてもかなりのポテンシャルは有しているということが言えます。また、これらの一般家庭用につきましては、前年度に比べ 6.3%も増えております。また、10 キロワット以上につきましては 12.4%増えてきておるということでございます。

それから多気町独自の特徴のある発電でございますが、バイオマス発電、こちらは 6,750 キロワット、今現在、総合計で 49,567 キロワットの容量を有しているということです。またバイオマスにつきましては、今年の 11 月頃にまた第二期の発電所が稼働するというので 1,900 キロワット程度がまた増えるというふうに想定してございます。しかし、多気町のほうでは大口需要化があ

りますので、この再生可能エネルギーが発生しても足りないということですので、広域でそういった枠組みが出来るように今協議を始めたところでございます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 詳細ありがとうございます。2つ目のですね、住民の理解と協力といったことにつきまして、もう一度お伺いしたいんですが。町長もまあ関連的にはちょっとまたお伺いしたいと思うんですが。いわゆる太陽光発電で設置をしてですね、いわゆるソーラーでいろいろ補助対象ということで実施をされておりますが、住民の協力ということになりますと個々にですね新しく建てた物、それに対してまあ補助申請があれば補助対象にしてしやすくするというところでございますが、買い取り価格等がだんだん値段が下がっておりますんですが、さらに、こういうカーボンニュートラルということになりますと、いわゆる補助事業をですね、見直すなりして、やりやすいような形をして、新しく家を建てる家、さらにもっと、まあ無い家も結構ありますんで、それらの家ができる形でですねする場合に、いわゆるこの2050年カーボンニュートラルに向けての施策をどういうふうを考えていくかっていうことも大事やと思いますんで、その辺の町長の考え方をお聞きしたいなと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 町民の方々にということでもありますので、これも高山課長のほうも申しあげましたように、まあ我々も一緒ですけども、電気の使用量を減らす、昼間は電気をできるだけ削減、減らそう、それから車についてはできるだけ電気自動車またはハイブリッドの車とか。町民の方々にできるだけそういう方向に持っていただきたい。電気をまたそういうのを使わないような、そんな取り組みをお願い、啓蒙したいということと、もう一つはやっぱりバイオ、まずは今課長言いましたようにバイオガスのほうも取り組みをと今進めてお

りますが、この部分はなかなか住民の皆さんの協力を得ないとできませんので、こういったことも含めて取組を進めていきたいと思います。まあまあそんな状況で、二酸化炭素ゼロというのはできませんので。これやってしまうとまた逆に大変なことになりますので。でも、少しでも町民の皆さんにそういう電気の削減、使わない、まあそんな方法を啓蒙、啓発していきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 啓蒙啓発は非常にまあ結構なんですけど、なかなか啓蒙啓発はうちぐらいやるという気になりますんで、よっぽどした腰の入れ方とスタンスをせんとなかなか伝わりにくいということがありますんで、その辺を考え方をですねきちんと整理をして、それで住民に伝わるようにして、協力を得られるような形を模索をとってみたいと思いますが、その辺、その点もう一度お願いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 多気町におきましては、かなりの部分は補助制度で、家の発電もそうですけどやっておりますので、多分、木戸口議員、その辺のことを言われたんかも分かりませんが、まあ内容につきましては、これから考えられる部分で検討していきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 十分に期待をするということで、この点終わりたいと思います。

それでは2つ目に入ります。2点目でございます。これも関連ございますが、温室効果ガスゼロ化に向けた新たな農業戦略について、ということでございます。農林水産省は2021年5月、2050年までに環境負荷の軽減と農業生産力向上を目指す新たな取組みとして「みどりの食料システム戦略」を発表いたしま

した。それによりますと、二酸化炭素による環境負荷軽減の大枠として、有機農業を全農地の25%、100万ヘクタールにするという大きなものでございます。また、化学農薬は50%減、化学肥料は30%減とそれぞれ減らすというものでございます。農業機械は電動化を目指すということでございまして、持続可能な農家を2030年までに誘導していくというふうに言われております。そこで、みどりの食料システム戦略について多気町としてどう捉え、どのように考えていくかお伺いをいたします。

私はこれを書いた時はですね、時点が早かったんで、いわゆるええ町づくりの中へ出てくるとは思っておりませんんですが、ええまちづくりの全協の中、さらには町政報告出ましたんで、これは大きな7つの柱の中に取り入れられましたんで、これはもう確実にそういうことで進むというふうに理解をいたしております。その上で、質問に末尾に書いてあります、どう捉え、どのように考えていくかをお伺いをいたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

国は2050年を目標年度としまして、農業生産活動による環境負荷の軽減と農業生産力向上を目指し、みどりの食料システム戦略を計画しております。2050年までに目指す姿といたしまして、農林水産業からの排出CO₂の低減、化学肥料の使用量を50%低減、輸入原材料や化学燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減、耕地面積に占める有機農業の取り組み面積の割合を25%に拡大するといったものでございます。それによる期待される効果といたしまして、肥料、飼料の国内生産への転換、化学肥料、農薬等の抑制によるコスト低減、生産者、消費者が連携した健康的な食生活の確立などとしております。もちろん、そのためには革新的な技術、生産体系の開発は必要不可欠となります。

みどりの食料システム戦略は、国から本年9月中旬に基本方針が公表されます。その後、県と市町が共同いたしまして基本計画を策定いたします。計画策

定にあたりましては、市町の基本計画策定方針等を意向確認を行ってまいりたいと考えております。町としましても現在進めております有機農業の生産から消費までの一貫した地域ぐるみの取り組みの推進体制作りを県、町、住民、生産者、事業者で共同して実施していきたいと考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 大変立派なお答えをいただきまして、ありがとうございます。さらに、細部って言うんですか、もう少し突っ込んでって言うんですか、お伺いをしたいというふうに思います。よく出てきますんですがですね、いわゆる慣行農業という農業ということですが、以前からもいろいろこれにはお話をして質問もさせてもらって、私もいろいろ研鑽をさせてもらってるところでございます。繰り返すようですが、ええまちづくりの中へ入れられたということで、ある意味では安心をするわけでありまして。今現在の農業はですね、もう99.9%と言っていいぐらい慣行農業でやられております。これなぜかと言いますと、やはりこう大規模化する、それと省力化する、だんだんとまあ若い人はしない、歳いった人が農業の担い手の中心になっておるとというのが現状でありますんで、どうしてもそうなるわけでありまして。慣行農業っていうのはいわゆる手っ取り早さ、いわゆるもう特に肥料、農薬等がそうなんです、マニュアルどおりやれば、もうすごくええ効果と効き目が出てまいりまして、化学肥料についてはですね、もう即効きますんで、すぐ収穫に反映されるというのが、いわゆる慣行農業のいわゆる掛け肥料をやった時の答えがっていうことになるわけでありまして。

片やですね、有機農業は土づくりから始めんならんということがありますんで、なかなかその個々に土づくりをするっていうのは大変なことございまして、まあ以前の農林課長ともいろいろやり取りをしたところございまして、なかなか増えないというのはそこにあります。でまあ面積的にいろいろこう見てみますとですね、まあ国は25%で100万ってとんでもない大きな数字が出ており

ますが、多気町ではどんだけできるかというとなりますと分母の持ってき方次第ですが、分母を 1000 ヘクタールというふうに置き換えますと 25%250 ヘクタールということになります、250 丁も有機農業って言ったらもう大変なことになりまして、有機つちゅうのは土づくりになりますんで、普段からええ土、良い土をですね作り上げることによって有機農業が達成をされるわけでありまして、長々と私も話をまあ言うとするわけですが。そうなりますと普段からの準備が大変であります。ええ土にするにはすぐにはできませんので、そういったことが非常に大事だということでありまして、そういった土づくりをですね、まあ今言われておりますあるグループ「土力の会」というのが 30 数名はみえるわけですが、そういったことでええ土づくりをやって、その元を作って土づくりをやっております。で、土づくりをする協力体制、それからいろいろなグループが必要なんです、それをどういうふうに今後展開をしていくというのが一番大事でありまして、その辺の考え方を聞きたいわけでありまして、その辺を一つお伺いをしたいというふうに思います。まあ一足飛びになかなかできませんのですが、そのへんの考え方をお示しをいただきたいと思っております。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） ただいま議員おっしゃられました有機農業につきましては、確かに毎年毎年の努力によりまして良いものに近づけていくということが大事でございまして、すぐできるというものではございません。その中でご指摘のありました「たき土力の会」につきましても現在 27 名の方が会員となられておりまして、その方が中心となりまして、現在、有機栽培の技術向上、あるいは生産性の向上等に取り組んでおられるところでございます。町といたしましても、有機農業の振興プロジェクトということで、土力の会に対しましてそういった補助を出させていただくことによりまして、振興の手助けになればということで進めております。今現在、実証保全ということで皆さんで

ご利用いただけるハウスを町のほうからお貸しいたしまして、共同で栽培に取り組むというところから始めております。そういったことから徐々に広げてまいりたいと考えております。ただ、先ほど言われました 25%の有機農業というのは国が示しております最大限のものでございまして、必ずしもそこまでということが各地域によりまして可能かどうかというのは今後の検討になるかと思えます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 答弁ありがとうございます。確かに数値的には 250、まあ 1,000 ヘクタールの分母としますと 250 ヘクタールなんですが、前から農地は 1,000 というふうに心得ておりますが、なかなかそんなことにはならんことはもう重々百も承知でありますんですが、ぼちぼちしか増えませんし、なかなかその一足飛びに前段でも申し上げたとおりなかなかそうはいきません。まあこれはもうよく私も承知をいたしております。そこでですね、わが多気町にはですね、ホクトさんの進出によりまして菌床ができるわけであります。この菌床利用を前から言うとりまして、これは何かがないとなかなか有機農業はできませんので、有機農業口だけではできませんし、そこら辺にこの物が売ってそれを購入してちゅうことはなかなか有機農業でできません。以前からやっておりますのは、一番ええのは枯草堆肥が一番効果があるということですので続けてやっております、これもなかなかこう集めたりなんやかすんのは大変なことです。まあ限度が出てくるっていうことですので。まあ一つはですね、提案でございますが、毎日 70 トンのいわゆる菌床が出てまいるわけありますので、これがまあどっかで毎日どっかへ処分をされるということであり、そのうちのどれだけかをですね、利用しながらいわゆる堆肥センター的なものを作ってですね、まあいきなり大きなもんはできませんが、まず手始めには一番の手っ取り早い近くのような堆肥が堆肥舎が空いておるところですね探してそこから実験的にやっておるのが一番かと思ひ

ますが、そういったことを先駆けてやっておるのが土力の会で、空いた所を作りながらある程度の量のいわゆる土づくりの元の堆肥を作っております。これからずっとこの産業の振興の中で有機農業を進めてこととなりますと、やはりその堆肥づくりをしてそれから土づくりに結びつくものでありますので、その堆肥づくりの元を作るところですね。まあ言葉で言いますと堆肥センターということになるんですが、なかなかセンターまではいかんとおもいますんですが、その辺の前向きな考え方を持ってですね、堆肥を作る場所が必要になりますので、そんな立派なもんは要りませんので、そういったことをいわゆる一生懸命でやっております土力の会と連携をしながらですね、お互いに話し合いをしながらその堆肥づくりの元をですね作っていくということをしてはどうかというふうに、私も提案するわけでありまして、その辺を課長の考え方をちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 議員おっしゃられました菌床につきましては、私も4月に変わりましたから、いろんな場面でお話を聞かせていただいております。新規就農者であるとか、伊勢いもの新たに始められる方であるとかといった方にはですね、必ずお声かけをさせていただく中で、菌床について推進をさせていただいております。まあ、実際にその言われました堆肥舎という話は今まで出てきてはおらないんですけども、菌床、有機栽培の作物の推進事業補助金といたしまして、その有機栽培に取り組む農家さんに対して一定の補助をさせていただくという補助金がございますが、それにつきましてこれからですね、有機栽培の協議会というものを立ち上げる中で情報伝達をしつつ、させていただきたいなあと考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） さらにですね、いわゆる有機のメンバーの様子を見て

みますと、年齢的にはまあ他の慣行農業と一緒になんですが、非常にまあ年齢層が高くなっておりまして、非常に高齢化が進んでおるといふところがあります。まあ良いところは、この有機をするんだとか、土づくりをやるということで、町外からも新規加入があつてですね、増えておるのが現状でございます、やはりまあ活気が出てってええことだなあといふふうに、私も思つとるわけでございますんで。この人づくりについても非常に大事でありますんで、そのうちだんだん高齢化してくとこれ亡くなってって、そんな有機どこやなくなってって、農業自体ももう衰退しながら荒廃してくといふことではえらいことになりますんで、まず有機を土台としてですね、しっかりと農業に転嫁をしていただきたいなといふふうに思ふわけですが。人づくりについてどういふふうに考えるか、最後にお聞きしていきたいなといふふうに思ひます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 確かに人口の高齢化といふものからですね、農業に限らず全ての分野におきまして、高齢化の進展といふのは留まるどころは無いわけではございますが、農業につきまして新たな人材といふことで町をあげまして新規就農者の方々といふものを全国からですねお話をさせてもらう中で来ていただける方といふことで、人材育成のほうを取り組んでおるんですけども、先ほど申しましたように、そうした方も含めて、現在慣行の農業に取り組みとる方にもそういった菌床堆肥といふ中で、新たな取り組みについてご紹介をさせていただけたらなといふふうに考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） いわゆる新規就農者が数名、4名ですか、入られたといふことで私は承知しとるんですが、そういったことも新規就農者の中もですね、の方もまあ今の現状としては入られた中に中心的にやられてますんで、まあその辺、新規就農者も含めたですねいわゆる有機農業の新しい展開を図って

いくということを期待をしながら、私は2点目の質問、私終わりたいと思います。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 木戸口議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては、10時45分から再開といたします。

(10時35分)

(10時45分)

(2番 志村 和浩 議員)

○議長（坂井 信久） 定刻になりましたので、会議を再開いたします。

3番目の質問者、志村議員の質問に入ります。

2番、志村議員。

○2番（志村 和浩） 2番、志村和浩、一般質問させていただきます。一問一答方式で、質問事項は2点です。1つ目は、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業について、2つ目が産後ケア事業についてでございます。

1つ目から始めます。多気町を代表自治体とした周辺5町はデジタル田園都市国家構想推進交付金対象事業に採択されました。8月4日の臨時議会では交付金事業の委託費が一般会計予算に追加補正され、すでに事業に取りかかっていることと思います。これにより複数の自治体が連携しながら、デジタル技術で地域課題の解決を図ることになるわけですが、デジタル地域通貨については年内にサービスをスタートするとの話もある中、町内事業者には具体的な説明も無いままであり、住民周知が充分とは言えない状況です。そこで、以下について伺います。

1点目、多気町のデジタル地域通貨が果たすべき役割について伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） 地域住民をはじめといたします様々な人々

が住み良いと思っただけの町づくりを進めていく手段として、デジタルの活用が不可欠だと、そのように考えております。その手段の一つといたしまして、今回、多気町ではデジタル地域通貨の取り組みを考えております。このデジタル地域通貨は、利用者の利便性向上はもちろん、運営組織を地元にごくことによりまして、地域経済の循環型による活性化が見込まれると思っております。また、デジタルによる購買データの取得、分析により、地域の事業者がその購買データなどを活用し、事業を拡大する施策を考えることができるようになり、今後のマーケティングに生かせることができ、この地域の経済発展につながるかとそのように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 今答弁いただいた内容をおさらいしますと、人々が住みよい町づくりということで、地域経済の循環という言葉と、それで地域の購買データが収集できてそれを活用するマーケティングという話がありました。これですと、地域の経済循環を回すため、いわゆる電子マネー、あるいはキャッシュレス化というようなところでのですねデジタル地域通貨というような意味合いでしか取れないんですが、その一点で本当に多気町が必要とするこのデジタル地域通貨のあり方としては正しいのでしょうか。もう一度念のためお聞きします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） まず、経済の循環型につきましてですが、地元はその運営事業者を置くことによりまして、そのような効果があるという部分でございますが、現在、世間で出回っておりますが、ペイペイとかああいったデジタル通貨もあろうかと思えます。そういったデジタル通貨につきましては決済の手数料がですね、東京のほうへ向いて流れてってしまうというような、そういったことでございます。で、これが地域に運営事業者を置くことに

よりましてですね、地域の中でそういった運営資金も循環できるというような、そういった意味合いでちょっと答弁のほうさせていただきました。それと、えっとすみません、マーケティングのデータですね、こちらも利用者が店舗で買い物等していただく時にですね、自分のこのデジタル地域通貨のアプリをスマホ等に導入していただいて、それで個人認証、その後していただきます。で、どの地域の方がどういう買い物をされたとか、そういったデータを分析することによりまして、この地域ではこういう需要があるとか、そういったことを今後のマーケティングに戦略として生かして、店舗側のほうが生かしていただければというふうに考えておりまして、そのようなことをございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 今のご説明だと、いまいちその地域の経済が本当に潤うのかっていうところがですね、まだちょっとイメージがなかなか掴みづらいのですが、そもそもこのデジタル地域通貨を導入して、地域住民、町民がそれをスマホやなんかアプリをインストールして、どうやってその地域にお金が回るんですか。今、その地元の運営事業者が、それで利益をですねそこで吸収できるので、まあ運営費にもまかなえとお話もありましたけど、具体的に地域で商売されている方や地域でサービスをされている方、そういった方々にどうやってこのデジタル通貨が導入することで本当にその方々も潤っていく経済が循環していくのか、ちょっと今の説明ではなかなか分かりづらいんですが、少しお願いします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） 失礼しました。地域住民の方に対しましてについてなんですけど、どのようにそれを入れて潤っていくかというような、その点でございますけど、多気町独自のですね施策といたしまして、例えば地域振

興券とかそういったものも今紙で発行しております。そういったものもですね、デジタル通貨といたしましてポイントで皆様に配布のほうしたりですね、あと健康ポイントとかでクオカードを配ったりしている事業もございます。あと、そういったものとかボランティアで商品券配ったりしている事業もございまして、そういったものもデジタルのポイントといたしまして皆さんに配布することによりまして、地域の、それはまあ多気町地域内でしか使えないとか、地域振興券でございましたらそういったものでございますが、そういったことで他のデジタル通貨とは差別化いたしましたような、そういうことも考えていけるのではないかなとそのように考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 1つに、その振興券の話今いただきましたけれども、この9月1日からコロナの関連の交付金で商品券も使えるようになって一人1万円が発行されました。で、よその市町を見ますと、このコロナの対策でそういった思い切った商品券発行のタイミングでですね、このデジタル通貨を導入するような事例もありますが、多気町においてはまだこれからですよ。で、これから先もその毎年度ごとにそういった交付金を使った商品券発行事業があるかないかっていうのは今確約も多分無いですし、そうすると自前の財源で定期的にそういうことを打っていくのかについてもですねちょっと分からないところがある中で、僕が今回初期投資、これちょっとまあ僕の試算ですと今までの資料を見ると7000万円以上の初期投資、まあこれ国のお金ですから、直接多気町の一般財源ではないですが、3町合わせて7000万以上のお金を投資してデジタル地域通貨を導入しようとしてるわけですよ。これは7000万円以上投入して、果たして本当にその今まで紙の応援券をですねデジタルに変えていく、それだけでなんかこうコストとですねやる事が見合ってるのかなというところがございます。隣の玉城町なんかもうすでにデジタル地域通貨始めましたけども、7000万もかけての事業じゃないかなと。その辺のちょっと他に

ですね、やっぱ多気町として3町合同でやるデジタル地域通貨の意義みたいなことがもっと高いところであるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） はい、私が代わりましてちょっと答弁させていただきたいと思います。確かにおっしゃられましたように玉城町始められましたけど、確かに単独でやられてますね。これももちろんコロナ交付金を利用してやられているわけなんですけど。やはり1町でありますために確かに立ち上がりは早かったです。うちにつきましてはもう確かに昨年ぐらいから取り組んではおりましたが、やはり連携してやると。なかなか調整も時間かかりまして、ほいでまあまだ現在ようやく始まり出したという段階でありますけど、先程ありましたように、この9月からのうちの商品券、確かに紙ベースですので間に合いませんでした。実際は間に合わそうと努力したんですけど、やはりちょっと仕組みが重くてですね間に合わなかった。でも、間違いなく今年度中には動いていきますので、もし来年が同じように商品券事業があれば、それはもうデジタル通貨としても紐付けていきたいというふうに考えております。

それとですね、他にその先ほどの前の質問ですけど、その地域住民に対してもっと何かがないのかとそんな話ですけど、地域住民もですけど特に地域の事業者さん、例えば商工業者さんであるとかですね、その辺につきましてはですね、確かにこちらにその運用事業者が張り付くことによりまして、確かに手数料が下がるっていう話も先ほど室長申したと思いますけど、下がるってことはその商工業者さんが持つべき負担分も減るということで、商工業者も当然少しでも利益が上がるとそういうことで、まずはプラスになるということがあります。もちろん商工業者さんかなりいらっしゃいますので、そして、地域住民の方に関しましてはですね、先ほど室長申し上げましたように、おそらく来年には導入されるであろう、その地域商品券などのデジタル化であるとか、あと先ほどちょっと話がありました健康マイレージポイントを付与するとか

ですね、あと地域ボランティアの健康増進であるとか、これからどんどんどんどんそういったものは付与されていくようなことの施策も考えております。だから初めはですね、ちょっとまだどうなんかというふうな疑問を持たれるかと思いますが、これどんどんこれから紐付けていこうとしておりますので、もう数年しましたら、ああこれやって良かったというふうに持っていきたいと思っておりますので、もうしばらくは様子見させていただければと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） もう少し様子をとというふうにおっしゃっていますが、全員協議会の資料では、当初は10月でしたね、もう来月ですけど。で、それがおそらく延びて延びて年内あるいは年度内ということだと思います。ちょっとその辺の詳しい状況はまだ住民にも周知されてないと思いますが、ちょっとその辺のですねスケジュール感と、もうちょっとお待ちくださいっていうその、そんな悠長なことでもいいのかなと思いつつながら今日質問させていただいています。で、先ほど健康マイレージやボランティアの方々へのまあお礼みたいなことも話もありましたけど、逆に自治体がですね、地域通貨やるのであれば、それをもっと全面的に打つ必要もあるんじゃないかなと思うんですね。これデジタル通貨って、使う人が増えなければ、地域の循環もしなければただランニングコストを垂れ流しするだけになってしまいますので。これ地域通貨ってのは何十年も前から国内でやっておりますが、なかなかうまくいかなかったんですね。で、このデジタル地域通貨、デジタルに変わったとしても、例えば使えるエリアはここですよ、使える期限はここだけですよっていうことで、逆に言うと不便を住民に強いるわけですよ。ここでしか使えないんですが皆さん頑張ってここで使いましょうよ、ということです。ですので、住民たちも事業者さんもみんなでこれを使えばこういう多気町になるんだっていう、やっぱり共通した思いがなければですね、行政が言うように使ってよ導入してよと言ってもな

かなかうまいこといかないんじゃないかなと思うときに、もちろん地域の経済が回ること、それからもう一つはですね、やっぱり地域の先ほどの環境の話もゼロカーボンシティの話もありましたけれども、やっぱりその健康マイレージとかその地域住民に協力をいただかないと多気町の施策が実現できないこと、それにデジタル地域通貨というもののポイントをいかに活用できるかっていう議論が今あってしかるべきだと思って質問をしてるんですけども、そういった議論というのはされているのかいないのか、あの例えばって話ではいただきましたけれども、議論が進んでいるのかどうか、この点についていかがですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） まずスケジュールについてでございますが、議員最初におっしゃられましたように、年内には運用開始の計画でデジタル地域通貨のほう進めているところでございます。それにあたりまして現在のところですね、商工会さんといろいろと打ち合わせのほうさせていただいております。商工会さんの事務レベルの打ち合わせをはじめ、まああの会長も含めてですが、数回、1、2、現在まで3回しておるところでございます。またそれ以外にもですね、ちょっとこうお会いした時とかはいろいろお話をさせていただいているところでございます。そして、地域住民の方へのPRについてですが、こちらにつきましてはですね、具体的なものをお示しできる資料も用意しましてですね、広報の10月に折り込みチラシにするか、または11月、広報の11月号にですね記事として載せるか、今ちょっとそこら辺を協議しているところでございます。そういったことでですね、数多くの本当におっしゃられますように、地域の住民の方がそのデジタル地域通貨導入していただきまして、そしてこれは便利に使えるなど、いろいろなお店で使ってもらえるなどというように、地域住民の方に対しましてと、それと事業者に対しましてと、両方に、なんていうんですかね、この意味を説明しながら進めていきたい

と、そのように考えておるところでございます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） あのぜひともですね、まあまだ検討中、検証中の期間がまあ若干あるとするとですよ、そのゼロカーボンシティに向けたそのCO2を削減する住民のアクションをどうやってポイントに還元していくのか、あるいはその医食同源のまちづくりで医療費を削減していきたいんだと、健康づくり、健康マイレージをどうやってポイントにカウントしていくんだ、その仕組みはどうするんだ、あるいはそのゴミ処理の問題もですね、ゴミを減らす運動に協力してくれた自治会住民に対してどうポイントを還元していくんだ。もうこれ考えれば考えるほど、やっぱりそれはデジタル推進室だけではなくて、担当課の方々と密に連携を組まなきゃいけないはずなんですけど、今伺うと商工会とは数回協議をしましたっていうことではですね、なかなかそこまで行き渡らないんだらうなと思いますので、これは強く、早急に、で、年内ということですよ、現時点でそこまでまだこれからですなんてなかなかそんな余裕も無いはずですので。で、これはまあ走りながら考えればいいことと、やっぱり最初にチラシやPRのタイミングで訴えるべき事があるかないかってのは非常に重要なんです、初動がですね、このポイントで地域の事業者さんで使えますよだけではなくて、そういうことをいかにPRできるかってのも最初が重要な肝心なところなんです、そこはですねちょっと危機感を持ってやっていただきたい、そのように思います。

で、次の2つ目の質問に移ります。これも同様なことなんですけど、5月の全員協議会ではですね、デジタル地域通貨のランニングコストの約9割、720万円ですが、手数料収入で見込まれておりました。で、この手数料とは誰が何のために支払う手数料なのか、また、この720万円の算出根拠はどのようなものなのかについて、教えていただきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） はい、この手数料につきましては、店舗がデジタル地域通貨運営事業者へ向いて支払う手数料でございます。買い物客がデジタル地域通貨を利用して買い物をした場合、店舗はその売上の数パーセントの手数料、数パーセントを手数料としまして運営事業者を支払うことになっております。先ほどもちょっと説明させていただいた部分で申し訳ありませんが、クレジットカードやP a y P a yなど、あらゆるキャッシュレス決済もすべて同じ仕組みになっております。率につきましては現在調整中でございますが、約2%を想定しております。720万円の算定となりますので、連携している4町で年間約3億6000万円の売上を想定しておるところでございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 答弁いただいてまあ何故という気持ちもあるんですが、なぜ民間のサービスの場合はですね、やはりそのクレジットカードにしても手数料をですね事業者さんがお支払いすると。それはなぜかという、クレジットカード使えますと看板掲げると、もうこれはワールドワイドに世界中からも国内全国からもカードを持ったお客さんが手軽に使える、そういった利便性とコストを考えたら、コストを支払ってでもそれを導入しようということなわけですね。今おっしゃった事業者さんが2%、まあ想定ですけど、手数料をお支払いするために、この多気町のデジタル地域通貨を導入するかどうか、ですね。これは先ほどその3億6000万円もの売り上げがあって想定されてるということですが、その3億6000万円の売上を本当に実現可能な数字としてお考えで、今12月年内にやろうとしてるのかどうか、本当にこれが適正なのかと思うんです。この根拠っていうのは何かあるんですか。この3町で合同でやる時に3億6000万円であればまあ実現可能な目標なんだと、だからこの手数料収入もこれで見合って算出してこれでいけるんだっていう、ちょっとそこ

の根拠がですね、どうやって算出したのか、ちょっともう少し教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） この3億6000万円の根拠についてでございますが、まずはですね、すみません、あのう国のほうへこのデジタル田園都市国家構想の交付金事業を申請する時にあたりまして、その計画書を提出しております。その中でですね、いろいろこの実施します4町、デジタル地域通貨につきましては、4町で協議をした中でですね、これぐらいの、まあ本当にあくまで見込みでございますが、トータルこの金額になるというような内容で申請書のほう作らせていただいております。これがあのKPIのほうにもそのようなことで、国との協議の中でKPIの設定についてもまあそのようなことでご了承いただいたところでございます。本当にすみません、あくまで見込みということで申し訳ありませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） えっと確認です。このランニングコスト、手数料収入がそこに、目標に達しなかった場合、このランニングコスト誰が負担するか、その点教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） 達しなかった場合、こちら、この事業を進めていくにあたりですね、最初のうち申し訳ありませんが、自治体の負担が少し増えるかもしれません。これは可能性でございます。ただし、その一般社団法人と協議している中でですね、そこ、協賛金を、協賛金いただきながら一社に加入していただく事業者も今いろいろ声かけていただいております。そういったところからちょっと資金を集めてですね、それをちょっと当てていただくなど、いろいろ今協議をしているところでございます。そして今その話の中

では、約2年の間には、なんて言うですかね、運営のほうがスムーズに行くような、そういった売上に達するように、今のところ普及活動も今後考えていきたいと、そのように話をしているところでございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 次の質問もありますので、ここぐらいにしておきますが。

ちょっと今日のご答弁いただいた内容ではちょっと不安な要素がかなり、まあ個人的な印象ですけれどもちょっと多いです。で、年内に向けて取り組むべき事、検証するべき事がもう少し深い中身でですね、ぜひともお願いしたい、スピード感持ってお願いしたいと思います。で、そうしなければこれ事業者さんの意見を無視してですね、スタートして、手数料2%ですよ、何パーセントですよ、みたいな話がどんどんどんどん広まっていくとですね、うまくいくものもううまくいかないと思いますので、少し本当に他の課もですね一緒にあって、先ほどのポイントの話もですねぜひ具体化して、議会にもですねスタート前に進捗やっぱり丁寧に報告をいただきたい、そのように思います。

2点目です。産後ケア事業についてです。

子どもを産みやすく育てやすい多気町の実現に向けて切れ目のない支援を掲げている多気町ではありますが、新型コロナウイルス感染症の長期的な感染拡大により、これらの支援にも影響が出ていると思われまます。実際に感染を恐れて定期健診以外の子育て支援サービスを活用したことがないと話すお母さん、出産がこの一年の方ですが、がおられました、両親は遠方のため今までに苦労した時期もあったとのことでした。そもそも出産後のお母さんは心身ともに不安定になりやすいのですが、感染症による様々な制限やストレスを受けていることなどから、うつ状態である方が増加しているとの調査結果もあり、大変心配です。そこで、出産後の心身の回復や育児に不安を抱えるお母さんを専門家がサポートする産後ケア事業について伺います。これまでを振り返りますと、多気町の産後ケア事業は平成30年度から令和2年度までの3年間、利

用者が0人となっています。今回の9月議会でも令和3年度の決算の資料が提出されていますが、それを見る限り、令和3年度も0人となっております。つまり4年間、利用者がいないということになっておりますが、この理由について見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどの質問にお答えさせていただきます。当町が今まで実施してきた産後ケアとは、おおよそ産後1カ月の間、家族等から育児、家事の支援が受けられない産婦に対して、出産後の母子が宿泊型または通所型で最大7日間、産科医院等の施設におきましてケアや育児サポートを行う事業でありまして、平成29年より始めております。妊娠届出時に事業のパンフレットをお渡ししている他、産科医院と連携をとりまして、出産後必要な方には勧めていただくようお願いもして連携をとっておりますが、利用がございません。理由といたしましては、利用条件が産後おおよそ1カ月以内、産後の身体回復の不安がある、または不安が強く、ご家族から産後の援助が受けられない等の条件があり、これらに該当する方がいなかったからであると考えます。

また松阪保健所管内、1市3町の松阪保健所管内におきましては、周産期親子支援連絡協議会におきまして、産科医院の医師、助産師と地域の保健師で妊婦、産婦の連携をしております。そのような中で産後退院時に支援やフォローが必要な方には退院時連絡票をいただきまして、保健師に連絡が入って来ます。産後ケア事業は自己負担もありますが、連絡により早期訪問で保健師が指導や支援をすることで、産後ケア事業を使わずに支援をしていることも利用が無いことに繋がっていると思われまます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） すみません。ちょっと画面を共有したいんですが、ちょ

っと画面が真っ暗なままなので申し訳ないですが。できれば映したいなと思いますが、電源入りますか。ありがとうございます。

今、画面では多気町の産後ケア事業のご案内ということでチラシを映させていただきます。先ほど課長からも、課長からも答弁いただいたように、この理由についてはやはり条件というものが一つ大きな影響を及ぼしているんだろうなと思います。利用できる方は下記全ての条件に当てはまる方で、これやっぱり（２）の概ね退院後１カ月以内のお母さんと赤ちゃんということでございます。で、ですね、あのこれも他のちょっと市町の状況をちょっと調べました。で、ピンクが多気町なんですけど、これもうあくまでホームページ上で公開している他市町の県内の実施状況です。見ていただけるとですね、ほぼほぼ出産後１年未満の方です。で、あるいは松阪市と紀北町は出産後４カ月未満。ただし松阪市に関しては、訪問型は産後１年未満ということなんです。

これを見ると多気町の退院後１カ月っていうのはものすごく特化して短い期間でしか対象に含まれていない。これは裏を返すと、いつ説明をするんですか、いつこの産後ケア事業のことについて、きちっとお話をされているんですかという事が一つあります。あの、利用１カ月以内ですと、産んでから２週間健診っていうのがあると思いますが、そこでしか多気町の保健師さんとの接触する機会っていうのは１カ月以内にはあるのかないかちょっと不安でお聞きしたいんですが、いかがですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほど退院時連絡票のことを申し上げましたが、産科のほうで気になるお母さん方や早期に支援が介入が必要な方は退院時連絡票、ただそれも紙ベースですので、その前にお電話で情報を私共に伝えていただきまして、介入が必要な方には早期に介入をしております。また２週間健診、１カ月健診ですね、そちらのほうで産後うつの質問票も使いながらチェックを産科のほうでしていただく中では、そちらのほうも何かありましたら早期

に介入するようになっていうような連絡が入って来ます。

また当町におきましては全戸訪問しております。赤ちゃん訪問と言いまして、保健師もしくは2人目ですと保育士と助産師と一緒に訪問をしているような状況です。そちらの連絡をですね1カ月頃には、まずは出生届の時に出生届を出していただくのはご家族の方にはなるんですけども、そちらのほうで今状況的にお困りなことはないかっていうのも、出生届の時に確認させていただいております。で、その次にその全戸訪問の前に1カ月を過ぎた頃にお母さんの携帯を聞かしてもらってありまして、そちらのほうに状況確認のためにお電話をさせていただきます。そちらのほうで、今里帰り中なのか、悩んでいることはないのかっていうようなこととお電話で聞かせていただいた中で、必要な時には私共保健師が訪問に入ります。また里帰り中だと他町にみえることがあります。他町や他県にみえる場合は、お母様の許可を取らせていただきまして、他町の保健師が訪問できるようにこちらから多気町から依頼をかけさせていただきます。依頼をかけた中で、他町の保健師が訪問して、またその結果を多気町に伝えていただくっていうようなことで、連携を色々を取らせていただいているような状況です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 出生届のタイミングという話もありましたけれども、まあ全戸訪問は多気町はなかなか1カ月以内に全戸を回るってのはなかなか難しいですね、実際には1か月から3か月ぐらいの間ですので、その間はもうすでに対象外に実はなっています。で、あの見ますとですね、やっぱりそれは本人、お母さん自身が私は不安です、子育てが不安です、助けてくださいとはなかなか言えません、他人には。逆に言うと専門家の方が対面で会話をしながら、その方々が本当に困っていらっしゃることをやはり気付かれるかどうか。それからもう一つは、産後ケアっていうことがですね、非常に敷居の高いもの、何かこう自分が世間一般のお母さんと比べて、本当にこう専門家という領域が必

要とする、我慢を強いらなければならない段階を我慢をしてしまう。そういうところもあるかと思うんですが、ひっくるめてそういうところはそういう必要はないんだよ、まず気楽に産後ケア事業を試してみたら、そういうような声掛けもあってしかるべきだと思いますが、その辺はその出生届あるいは何らかのタイミングでお声掛けもされているのでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） はい、お声かけのほうは先ほども申し上げさせていただきましたが、妊娠届の時に声かけさせていただいております。妊娠届が出た時にこういう事業があるので、里帰りをされますかっていう中からこの事業も使っていただくことができますということで、パンフレットを渡させてもらっております。それから、産科医院のほうと連携をとっております、産科医院のほうの助産師さんが必要だなと思われるときは勧めてくださいというようなお願いもさせてもらっております。そのような中で、今回まあ周産期の会議の中では連携もとっておりますので、産科医院さんの助産師さんや先生方のほうで退院時連絡票で保健師が訪問して支援してくレベルなのか産後ケアを使うレベルなのかっていうのは、そちらのほうでもご判断いただきながら、必要時はそちらのほうからまず勧めさせていただくというようなお願いもさせていただいている状況です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） まあいろいろ、そういった内部での調整もされている中で、関連して次の2番目なんですが、新型コロナウイルス感染症の長期化により、全国的にその産後うつのですね状態も増えている、そのようなデータもありますが、本人は異常に気付きにくかったり周囲に相談しなかったりすることも少なくないようです。悲しい結末を迎えてしまうことがないように、この産後ケア事業の利用を促進する機運の醸成や環境整備が必要だと考えますと。つ

まり、これは1つ目の質問で、この対象者のですね、1カ月以内とかですね、それからその家族の支援を応援がいただいている方は対象に入っているとかですね、あるいは通所、宿泊型の施設が松阪市内にしか無いとかですね、そういうこともひっくるめてこれから見直しが必要だと思います。あの、これからと言えばなぜ4年間、利用者が0人なのに見直しがされてこなかったのかっていうのが、根本的な問題かと思うんですが、見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） この産後ケアにつきましては、令和元年12月に法改正ありまして、そちらのほうで当初29年始まった時には1カ月っていう明記でしたが、およそ一年未満ということで明記されたと思います。で、この産後ケアにつきましては、母子保健法ということで努力義務といたしまして、令和6年までには全部の市町が進めていくというようなガイドラインの内容になっております。そのような中、当町におきましても医療機関等も相談させていただきながら、期間の延長というのを考えてきましたが、なかなか医療機関さんでは期間を延ばすことはたくさんの仕事の中で難しいというあたりもありまして、産後ケアについてはかねてより助産師会の協力を得て訪問型の支援をしたいと考えておりました。そちらも相談を、今年度入っても相談をさせていただいておりまして、年度途中ではありますが、ようやく整理ができ、10月より訪問型支援も追加させていただきたいと考えております。そうしますと試用期間も訪問型においては産後一年未満が可能となるということをお産師会さんのほうで聞かせてももらっておりますので、一年未満で利用ができるようになってくるというようなことで進めていきたいと考えております。

また宿泊型や通所型におきましても、依頼産科医院を増加させ選択肢を広げて利用しやすい環境を整えるとともに、議員様おっしゃいました啓発をしっかりしていきたいと思っております。

また、先ほどご質問もありました、家族が同居してたらどうかっていうあた

りもこの母子保健法の改正では緩和されてきておりますので、そこも含めて考えていきたいと考えております。

また産後うつに関しましては、どのように発見していくかということでは2回の産後健診や赤ちゃん訪問の時の保健師の質問票を使ってスクリーニングして早期発見に努めていきたいと考えております。このスクリーニングや訪問や相談により支援が必要と思われる場合は、産婦を支援するとともにカウンセリングの利用や病院のほうへ行くことを勧めまして、受診支援としては保健師の同行支援も実際にもしておるようなところでございます。

加えて、育児不安におきましては、支援が必要な人に対しては当町では育児支援家庭訪問事業を実施しております。いわゆる養育訪問支援事業でございますが、養育の支援が必要と判断した家庭におきましては、保健師、助産師、保育士が訪問して養育に関する指導、支援を行っております。産後ケアの充実に加えまして、養育支援訪問事業や、また令和2年11月からはコロナ禍の中、小児科、産婦人科オンライン相談も実施し支援体制を整えてまいりました。これらを継続するとともに妊娠届出時から保健師が対応し、いつでも相談できる関係づくりや産前産後教室、離乳食教室、子育て支援センター等で子育ての仲間を作っていける支援によりまして、多気町で産んで育てて良かったと言っただけの環境づくりに進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

以上で、志村議員の一般質問を終わります。

（ 9月12日 11時26分 ）

（ 9月13日 9時00分 ）

（9番 前川 勝 議員）

○議長（坂井 信久） 4番目の質問者、前川議員の質問に入ります。

9番、前川議員。

○9番（前川 勝） おはようございます。それでは、私、あの久しぶりにと申

しますか、一般質問をさせていただきたいというふうに思います。今回、一問一答で、1問を質問させていただきます。それは、獣害対策について、ということと質問をいたします。

獣害対策、これまでもまあ過去6度ほどさせていただいてるんですが、今回7月の選挙にあたり、たくさんの方と話す機会がありました。中でも大変多かったのが、サルの被害について話されるその言葉には「とにかくサルをなんとかしてくれ」との発言を多く聞きました。季節的にも、とうもろこし、かぼちゃ、すいか、早生の柿などさまざまな野菜、果物の収穫時期であったわけです。そこでまず1問目、伺います。

サルの群れの数ですが、以前には町内には3団体のサルと聞いていますが、対策を立てるには実態を掴んでいることが重要だと考えます。発信機を付けた調査も行われているようですが、町内のサルの生息状況、個体数、生息地区、生息数の把握状況はどうか。また、今後に向けた実態調査の取り組みについてどのように考えておられるか伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） ただいまの前川議員のご質問にお答えします。サルの群れの状況につきましては、勢和が3群、松阪、大台の群れがそれぞれ1群ずつ確認されておりまして、5つの群れが生息していると思われれます。また1つの群れにつきまして20頭前後のサルが群れをなしておると想定しております。それぞれの個体には発信機を付けて電波による生息位置を確認しておるところでございます。しかしながら、それ以外にも新たに発生した群れ、他の地域より侵入した群れについては状況が把握できていないことがございます。発信機の寿命にも限界がございますので、今後も捕獲した個体への発信機の装着を実施し、生息地域の把握に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 今の多気町、やっぱり3ていうのは以前より3団体、それから近隣1、1ということで、変わっていないという状況ですが、これは、これまでに様々な体制をとってこられた中でも変わっていないという部分もあるのかなというふうに考えます。このサルにつきましては、まだ最近ですが、広島市ですね、あそこでは人を襲うという事件、69人の方ですかね被害に遭われたというようなことも起こっております。それから当然ですが、農作物も荒されるという状況下は否めません。それからここで書いております、生息地区とかですね、生息数まあ今多気町では60頭、数字からいくと60になるんですけども、そんな数ではなかなかすまんのではないかなと。もっとたくさんいろんな人に聞く、また私も自分で見る感じでは20頭どころじゃないのを見ておるところです。だから生息地区、それから生息数についてのさらなる答弁を求めたいと思います。お願いします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） サルの生息域につきましては丹生にございますふるさと屋というところがですね、調査をされておる実績がございまして、そのホームページには現在どの群れがどのあたりにということをですね、調査した結果として反映させておる状況でございます。先ほど言われました頭数については目視による確認になりますので、はっきりとした実態を把握しておるわけではございません。おおむねの群れの位置について、随時その受信機による調査を行った結果を地図上で反映させるというような状況でございまして、ふるさと屋というホームページを検索していただきますと、多気町地域の図面に対しまして位置を把握するようなものを検索することはできます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 今後におかれましても、やはりその地域の調査はしていかないと対策も取れないということなので、十分な調査をしていっていただきたい

いなというふうに思います。今、それからサルについてはそのようなことでお願いしたいというふうに思います。

今、モニターに映していますのは、これはサルではなく鹿の食害についてのものです。みかんの木、青島です。それとこの青い部分だけが上の部分だけが残って行って、下場はこの赤い丸こちらもそうですがこれはもう折れているというような状況下、これは鹿の生息地に起こる状況です。これがどこで起こってるかと生息、これ今度は鹿の話なんですけども、生息がこれまでは多気地域はそんなにはまあ2、3年前からなんですけども、前村、平谷、仁田の北側の山、当然、四疋田、当然津留まで入ってくるのかなあというふうに思うんですけども、鹿がすごい勢いで伸びている。今まだ田んぼまで来る状態ではない、これでももう民家からほに民家の裏って感じのところですよ。そすと、このように食害にあうともう全部これが枯れていってしまう状況になります。以前はほんとに以前、2、3年前は平谷地区でこういうことは無かったです。ただもう神坂、今も言ったような地域、長谷も神坂も含めてですね、鹿もすごい状況で数が増えている現状があります。そのへんの担当課の掴んでいらっしゃるところはいかがでしょうか、伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 鹿による獣害につきましては、現在、水稻の植え付け直後の被害にあっておるというような状況を聞いておりまして、生息域についても増えてきておる。それについては猟友会さんによる有害の駆除実績からも鹿の頭数が毎年増えてきておる状況からも、増えておるというのは確認させていただいております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ぜひこの鹿に対してもですね、猟友会共々ぜひ抑える方向をですね対策を取っていただきたいなというふうに考えます。

2問目に入ります。令和3年度のサルの捕獲数の実績では全部で31匹で、大型捕獲機22匹、くくり罠6匹、箱罠3匹となっております。有利な捕獲は大型捕獲機が一番多くとっている実績がございます。現在、多気地域と勢和地域に各1機ずつ設置をされておりますが、2機中1機のもものは草が生い茂り、捕獲できる状態ではありません。2つの捕獲機の管理状況に歴然とした違いが一目瞭然です。これではせっかく大型捕獲機が据えられていても、捕獲を望みません。現在の捕獲機の管理体制の問題点の洗い出しを含め、今後についての対応を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 現在運用中の大量捕獲檻につきましては2機が稼働しております。1機について管理の行き届かない状況にあったことは事実でございます。雑草の管理等、現在は改善されている状況です。しかしながら、群れの状況を注視しながら、設置場所は検討していかなければならないと考えております。また大型の施設であることから移動の時間、手間、費用も必要となり、短期間での移動は控えなければならぬと思います。場所の選定につきましては慎重に検討が必要かと考えておりますので、今後必要な場所に必要な時期にということで、設置をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） この捕獲機、この上の部分は勢和地域に据えられている設置されている捕獲機です。それから下の部分は多気地域に設置されている捕獲機。これ今も言いましたが管理体制が整っていない、違いがある。この管理体制について行政としてどのようにお願いをしているのか、それからどの部分までがどこがってというようなことも決まっているのかも含めてですね、管理体制について、行政のお考えを伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 今現在2機が運用中ということで、波多瀬地区と神坂地区で運用させていただいておるわけなんですけれども、波多瀬地区につきましては地元の区長さんも管理に加わっていただいております。区長さんはじめ実施隊の見回りにも回らせていただいております。神坂につきましては、ちょっと地元の関わりというのがちょっと薄らいでおるのかなというところがございまして、ご指摘いただいた雑草対策につきましても、自治体のほうで対応していただいたところでございます。今後も設置しておる地元の地域の方とも密接に連絡をとりまして、管理については考えてまいりたいと思います。ただ、どこからどこまでをどうやって管理していくかということをお細かく取り決めたものは今現在ございません。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 細かく取り決めが無いということはやはり、その次は誰がやるの？っていうことになると思うんです。やはり今のパトロールの猟友会の方にお世話になったということであるならば、パトロールの方がその辺の管理をお願いできるものならしていく。やはりその辺はやっぱり決めておかないと、みんな任し合いになって結局なんら良い結果は出ない。それから、せっかく区へ据えていただいております区の方もまあいろんな形でお世話も関わっていただいておりますのかなあというふうに思うんですけれども、今のおっしゃっていただいた波多瀬の区長、それから神坂の区長さんにもお話を伺いました。まあ確かに勢和の波多瀬の区長さんのお話ではまあ餌の確保が苦労しているというようなことをおっしゃってました。そういう意味においては、区をあげてうまく連携されている話を伺いました。一方、神坂区においてはそこまでこう申し送り等も無いですね、結局この状態になってしまったと。やはり、決めておかないと据える前から管理体制は、例えば草刈りは区でお願いしたいですとかですね、やはり決めておかないと誰がするのになるとだめなので、もうパトロールでやってい

ただけるんならパトロールっていうことで決めていただければいいわけですが、その辺はぜひ今後きちとした形を作っていただきたいなというふうに思います。それから、このまゝ私はこの大型捕獲機で捕獲した場合は報奨金がついていないということだと思っております。間違いないと思っておりますけれども。それでですね、やはり大型捕獲機も報奨金をつけることによって、例えば区の方の餌もおっしゃってました、餌代がちょっと餌代ぐらいあるといいがなあって区の波多瀬の区長さんがおっしゃってました。それから当然猟友会の方には後の処分とかそれはお願いしなきゃいかないので、それはきちとしたものをするためには、やはり報奨金というものをサル 15,000 円ですかね、出してですね、それからその費用はそういう団体なり区なりで按分して使用していただくというようなことを考えていかないと、みんな手弁当、まゝ猟友会の方は基本的には補助金であったり様々なものがあるわけですがけれども、区にとってはサルは減るでええんですけれども、その区だけではなくて隣の区もよその区もみんな減るわけなので、それはやはり報奨金ということをつける形によって、その区の協力体制がより深くなればですね、それに越したことはないかなというふうに思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） ただいまのご質問で、報奨金を付ける付けないという事がございましたけれども、当初これが始まった頃ではサルの大量捕獲というのがまずメインのテーマであったかと思っております。その中で、あくまでもこれは猟友会さん達が本来自分たちで取り付けておる罠、箱檻であったり罠であったりにかかった動物とは違うよということで始まったかと思っております。ただ、議員おっしゃられましたように、今後はですね、報奨金については地元も含めて検討していかなければならないと思っておりますけれども、まゝ予算の必要なことではございますので、今後、時間をかけて検討していきたいと考えます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） まあ時間をかけてっていうのではなく、早い段階です。そういうことを実施いただいて、効果、結果が出るようにですねしていただいたら、こういうことも無くなるというふうに私は思いますので、ぜひそういう方向でお願いいたします。

続きまして、3問目へ入ります。これから更なる捕獲数を増やすためには、捕獲の実効性を高めつつ、新たな大型捕獲機の増設が一番の早道だと考えますが、お考えを伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 捕獲機の増設につきましては、捕獲数を増やす一つの方法とは考えられます。しかしながら、大量捕獲機の実効性を高めるためには群れのサル全体に安全な環境であるということ認識させて慣れさせることが重要です。それにより設置地域の環境が長期にわたり安全な状況が必要とされます。いわゆる餌付け状態となることから、環境悪化に伴うマイナス面も考慮しなければならないと考えております。仮に設置場所を確保できるのであれば、設置に向けて協議を行ない増設も一つの考えだと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） まあ一つの方角だという答弁をいただきましたので、今後検討の課題に入っていただけるのかなというふうに思います。このモニターに映っておりますのは度会町の大型捕獲機であります。これは餌を入れ、まあ入れたらもっといいんでしょうけど入れなくて今運用している状況です。今この赤で書いてございますようにサルが上から網の中へ落ちる、落ちるといふか落ちるとこの白い壁ですね、全部壁があるんですけど、これが戻しになっていてサルがもう外へ出ることができない状態になっております。この白いのは壁です。それでサルは一回入るともう外へ出ることができない状態のものです。そ

れでこの青で書いてございます、ここには柱と鉄板に隙間があるからサルはもう戻って出ることができないという大型捕獲機です。現在のものとは、現在のものは全部が埋まっって、誰かがふたを閉める、役場が閉めるのかなあれ、蓋を落とさなきゃ取れない。これはもう入ったら出られないという捕獲機でございます。それで餌も入れなくて、このところにおもちゃのようなものをなんか丸いおもちゃでしたわ、そんな物をこうぶら下げておくだけで中へなんか遊びに入るといふことで、実績としては 20、30 かな、ぐらいを獲った実績もあるようです。ちなみに、これは兵庫県で作っている、価格は 80 万ぐらい、80 万ぐらいだというふうに電話してみたら 85 万ですねっていうようなことを言ってもらっていました。まあ何が良いかは分からんですけれども、今の現状の大型捕獲機が良いともこれが良いともていう部分はあるんですけれども、これだとまあ落とす手間がいらぬし、エサをまあ入れればもっといいんだと思うんですけど入れなくてもまあ効率がちょっと悪いか分からんけど、こういう物もあるという事を知っておいていただければまた今後参考にしていただければなというふうに思います。

次へ移ります。そんな中、もう一方、以前より町長が発言しておられます、獣害を減らすのに捕獲して処分をするやり方ではなく、個体数の管理として産んで増えることを阻止する方策で、避妊薬等の有効利用をするための、まずは実証実験の実現も一つの方法と考えます。それにはおそらく国が動く必要があると思われ、まず 15 町が連携して県、国に対し要望書を上げていただき一歩進めたいわけですが、お考えを伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 以前、町長のほうからそのような発言があったことは承知しております。増えすぎた個体を管理するに関しては方法論の一つであり、獣害により被害を受けた農業者の心情として理解するところでございます。熊本県の高崎山において、サルの個体管理の方法として同様の方法が取ら

れたということは承知しております。しかしながら、効果としては期待どおりにはならなかったと聞いております。農林水産省の東海農政局に確認しましたところ、全国的にも交付金を使ったサル対策として同様な対策を打っている事例はありませんということでした。環境省につきましても確認したものの、同じ状況でございました。しかしながら、提案のあった実証実験的な実施を検討するのであれば、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーという有識者のご意見を伺う場を設けていくということも必要かと考えます。今後は関係機関との協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 町長、15町での首長の会議の中で、こういうことを提案していただくお考えはございませんか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 私のほうからもいっぺん諮ってみたい、今までもそういう提案させてもらっただけですけど、なかなか動いてくれない。やっぱりまあ例えばイノシシの子どものウリボウなんか、あれを撲殺するとか本当にこう見とっても可哀想なんで、なっとか子どもが増えないようなそんな施策ができないかな。例えば多気町だけでも実証的に3年なら3年、5年なら5年というのができればいっぺんやってみたいなということをもっと提案していきたいと思えます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ぜひですね、町長からの働きかけですね、本当に今町長おっしゃっていただいた多気町だけでもそういう実験、実証実験をできるようにですね取り計らっていただければ、農家の方も皆さん喜んでいただけるのかなというふうに思います。お願いいたします。

それでは、次へ入らせていただきます。令和3年度猟友会会員の全体人数は41人と近年において微増状況で、罾、銃の両方の免許保持者もあり、罾猟、銃猟を合わせると49の狩猟免許者数となります。多気地域で罾猟の人数が平成27年頃は5人だったわけですが、最近では16人と増加しております。勢和地域18人で、両方で34人あり、全体の7割が罾猟、3割が銃猟となっております。今後の傾向として、高齢化による狩猟免許保持者、特に銃猟保持者の減少、熟練猟師の減少により、通常狩猟数及び有害駆除数の減少等を危惧するが、今後に向けた町の取り組みを伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 罾猟につきましては獣害の拡大に伴いまして、新規の免許取得者は増加しております。狩猟免許の保有者の高齢化についても危惧される所です。町といたしましても狩猟免許の取得に助成を行っている所ですが、銃猟免許の取得者は昨年度ございませんでした。3年度は罾猟に3名の方が取得していただいております。今後も獣害対策には銃猟は不可欠と考えて推進してまいります。しかしながら銃猟に対する考え方、安全面、狩猟を趣味とする過去の状況とは変化していることから、銃猟の免許者取得の増加は現実的には見込まれないと思います。銃猟による捕獲については特に人手も必要とし連携して行うことが重要となることから、単独でも可能となる罾猟による対応も獣害対策にとっては必要なのかなというふうに考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） まあ罾猟が増えていく銃猟なかなか難しいという部分は全くそのとおりかなあと。ただこの、この間、兵庫県西宮の武庫川女子大学の方がですね、町外から人を招いて仕事とくっつけて、その銃猟であるとかその辺の確保をされたら、することができたらいいねというような話も新聞で見たわけですけども、まあこれは一つの提案というかそういう形であるので、また

これも考えていかれたらなあ。それから一つ、もう一つ思うことは有害駆除、今まあ猟友会さんのほうで頑張ってもらってるわけですが、区に対しても有害駆除の許可を下せるような手はずが取れないものかと考えますが、いかがですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 有害駆除につきましては狩猟免許というものを前提に行っておりまして、小型動物につきましてはもうちで許可を取った罾をお貸ししておるという状況ですので、区によるということにつきましては難しいかと考えます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） この頃ではですね、そういうことを商い、商売にしてみえる駆除を商売にですね、していらっしゃる方もあるわけなので、その辺、区としてその方たちに依頼をしてですね、それで報奨金でそれが賄えれば、より猟友会の会員は減る、減る、まあ今微増ですけども罾猟は。そういう意味では、そういう窓口も広げていけば、よりいろんなところでいろんな人が来て取っていただけるような措置ができるのではないかというふうに考えますが、再度答弁を求めます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 先ほど言われました民間の駆除処理というものは今のところ想定をしておりませんでしたもので、そういったものが猟友会に代わって処理ができる、駆除ができるということであれば、研究をしていかなければならないと考えます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ぜひですね、そういうことも区にそういう権利を出すのであれば何ら問題は無いのかなというふう、まあ猟友会との兼ね合いはしっかり考えないと猟友会の立場もございますので。それは私も分かりますので、その辺は充分考えた後にですね、そういう良い、うまくできる方法があれば取り組んでいただきたいなというふうに考えます。次へ移ります。6番の1番ということで、3月議会で松木議員が質問されたわけですが、まず60cm未満のイノシシについて、今年度より報奨金がつくようになったとの理解でいいと思うんですが、その上で、小さいものは比較的たやすく檻に入るよう聞いております。どの様な実績が出ているか、伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） イノシシの幼獣に報奨金というのをつけるということにつきましては、4年度より対象としたものでございます。実績といたしまして捕獲数は22頭となっております。うち箱罠によるものが13頭、くくり罠によるものが9頭、イノシシの捕獲数全体といたしましては91頭でございました。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 結果としてやはり22頭ということで良い結果が出ている。これが大きくなるわけなので、今後ますますこれが良い結果を生むんではないかなというふうに思います。次へ入ります。松木議員のその中で捕獲後の処分方法の検討が必要と答弁されているわけですが、現在有害駆除期間であり、その後、処分方法が改善され進展があったのか伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 有害駆除により捕獲した獣の処理につきましては現在、捕獲者に処理をお願いしておるところでございます。個々の埋設処理に

つきましては労力面、埋設場所等で苦勞をおかけしているところがございます。猟友会からもまとめて処理ができないものかというご要望はいただいているところがございます。しかしながら、焼却施設等につきましては検討いたしなすと施設建設経費が過大なものとなり、町単独での建設は財政的に厳しいことが分かりました。廃棄物処理で連合しております大台町、大紀町と共に共同設置について検討も行いましたが、各町とも事情が異なります。また3町で1箇所の処理場では遠距離の運搬となるなど問題がございます。今後も3町合同あるいは町単独ということで、処理施設については検討して参りたいと考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） やはりいつまでも検討で終わってたらもう検討、検討で終わっていただけなのでですね、やはりここでやりますとかっていう部分の時間的なものは担当課としてですね、ここまでは決めようというようなことも含めて、今後それこそまさに検討いただきたいというふうに思いますので、できたということの吉報を楽しみにしております。次に移ります。さらに、サル の追い払いについて有効性の答弁がありました。確かに追い払いが確立した地区は結果が出ていると思います。これはまた他地区が追い払えばたちごっこになります。追い払いの地区、追われて集まったサルを一網打尽にする地区との考え方で、猿の出没する全地域の連携で封じ込めれる体制の確立を願うところですが、お考えを伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 本来野生のサルは山林で生息していましたが、植林等により広葉樹の伐採が進み、餌となるものが減ったため人里に降りてきたと考えられます。人間に慣れ、餌も豊富にあるところで生活し、栄養も行き届き、繁殖も活発化し、さらに数を増やしたと思われま。追い払いによる効果

といたしましては基本的に山に戻す事、人里は居心地の悪い場所だと思わせること、本来の生息地である山が安心して暮らせる場所であり、本来の生息数に減数淘汰されることが理想と思われます。しかしながら、毎日の生活の中で大事に育てた農作物が被害に遭い、子どもや高齢者が危険な状況となることを想定したとき、一刻も早い対策が必要となります。追い払いにつきましては、地域が一体となった対策が重要となります。我が家は関係がないとか、他人事の対応が一番効果を阻害します。まずは地域一体となった取り組みについて、行政としても支援をしていきたいと考えます。発見したときは花火で驚かす、それを聞いた地域住民が必ず外へ出て付近の状況を確認する、人が出てくることが分かるようにすることが最初の一步と考えます。獣害防護柵による被害防止も必要です。サルは 100%防ぐことができなくても侵入に時間がかかれば防御する体制が間に合う場合もございます。追い払いと攻撃の連携が獣害対策において重要と考えます。現在、新たに地域として取り組んでいこうという地区がございます。県の農林普及センターからも獣害対策の研修等の支援がございます。地域としての取り組みに取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 松木議員の時も話が出ました。結局やはりその区はいいんだけれども、隣の区の山へ移動したと。結局またそこでやると今の言っただけごっこですね。やはりそこでやはり捕獲しないと、なんらもう追わえとるだけということになってしまう。個体数をとにかく減らさないと駄目だというふうに思い、あのおっしゃった、課長も個体数は減らさないかんというふうにおっしゃってもらったわけですから、やはりその追い払い隊の効果は確かにあるんですけれども、個体数をやはり減らさないと、いつまでたってももうこれは持って回る大変な状況にみんな農家の方がもう困ってみえる、もう本当にどこへ行ってもそのお話をたくさん聞くわけなので、ぜひですね、その追い払い隊もいいんですけれども、そこで、そこへ行った集まったものを集団、ま

今の捕獲機もあるわけですがけれども、そういうもので一網打尽に出来ればいいけど、5頭 10頭という積み重ねがですね、今後の獣害対策につながっていくのではないかなというふうに思いますので、そういう場面も考えた追い払いはいいんだけど、それも含めた次の段階もぜひ考えていっていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（坂井 信久） 以上で、前川議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は9時 50分からでございます。よろしくをお願いします。

（ 9時 40分 ）

（ 9時 50分 ）

（10番 松浦 慶子 議員）

○議長（坂井 信久） 定刻になりましたので、会議を再開いたします。

5番目の質問者、松浦議員の質問に入ります。

10番、松浦議員。

○10番（松浦 慶子） 10番、松浦、一般質問をさせていただきます。最後になりましたが、皆さんどうぞお付き合いのほどよろしくをお願いいたします。私の今回の一般質問は、すみません、マスク外させていただきます。私の今回の一般質問は質問方式一問一答で、1点について質問をさせていただきます。学校教育における子どもの育成と学校づくりの課題について、です。それでは始めさせていただきます。

当町の未来を見据えたとき、優先順位が高くやらなければいけない施策は少子化対策だと私は考えております。これはどの市町においても共通認識されているところではありますが、どのような施策として事業化するのかなど、国や県も含め、各自治体にとって答えの無い大きな課題となっています。一方では、兵庫県明石市のような独自の施策で、予算配分を子育て支援に大きく舵を切り、

合計特殊出生率をアップさせている自治体もあります。当町でも様々な子育て支援や特定不妊治療への助成金制度、若い世代の移住定住施策が現時点で進められている少子化対策に関連する事業でございますが、もう一つの施策の柱になり得るのは、学校教育施策、魅力ある学校づくりだと考えています。

多気町では雇用の場がいくら増えたとしても、子育て中の世帯は家族全員ではなく、保護者単身で当町へ移住される例が多々あると、シャープ株式会社三重工場が操業された当時からあると聞いています。これは地域の教育格差が存在しているからではないでしょうか。文部科学省は、地域の教育格差が生じないように学習指導要領を定めていますが、この学習指導要領は最低限の基準であり、これをクリアした上で各学校や各地域がそれぞれの実態に合うようにカスタマイズするように求めています。そして柔軟により効果的な教育を実施できるようにしています。では、魅力ある学校教育とはどのようなものなのかと考えてみますと、学校教育の目的や目標は成果が未来に現れることから、将来必要になる資質を身につけることだとされており、教育は本質的に未来のための行為と考えられています。しかし、子どもは未来のために生きているのではなく、今を生きるということが一番を考え、現実問題、子どもにとって学校は長時間生活する場所であることから、子どもが今幸せである施設でなければならない、これを実現することが魅力ある学校づくりだと考えます。

令和4年度の当町の教育課の主な事業として位置づけられている学校教育事業の1点目は「多気町教育施策大綱と多気町教育委員会の目標に基づいた、子どもの育成と学校づくりを進める」とあります。1つ目の質問に入ります。

当町の教育施策大綱ですが、あまり見かけることがないので、教育委員会の目標と合わせてどのようなものなのかを教えてください。また、目標について毎年度末に次年度目標を議会へ提示されていますが、大綱と目標を、学校の保護者や地域に対してどのように共有されているのかお伺いいたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） それでは、ただいまの松浦議員のご質問にお答えしたいと思います。まずはじめに教育施策大綱とはということでございますが、教育の目標や施策の根本的な考え方や方針、総合教育会議において、これは総合教育会議において町長と教育委員が協議し調整をして町が策定したものでございます。法的根拠におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、この教育施策大綱が定められております。町長及び教育委員会は策定した大綱の元にそれぞれの所管する事務を執行するというようになっております。

策定経過につきましては、多気町総合教育会議でございます。これは平成 27 年の 12 月の 4 日に開催しております。その総合教育会議においてこの大綱が策定されております。そして、多気町議会の全員協議会、これは平成 27 年の 12 月の 18 日にご報告をさせていただいております。

教育施策大綱では 5 つの教育施策を謳いまして、それに基づき、毎年教育委員会の目標を設定、各学校へはこの目標に基づいた教育活動を進めるように指示をしております。その 5 つの教育施策でございますが、教育委員会の目標とリンクしておるものでございまして、まず 1 つ目、夢や希望を叶える学力の育成、2 つ目、人や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成、3 つ目、健やかに生きるべくための体の育成、4 つ目、安心して学べる教育環境づくり、そして 5 つ目、地域に根ざした教育と地域とともにある学校づくり、の 5 つでございます。各学校では、教育委員会の目標に基づいた各学校それぞれの目標を設定し、年度末には学校評価書としてまとめ、学校運営協議会や学校評議委員会、そして学校だよりにて公表をされております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10 番（松浦 慶子） ホームページのほうにはアップされていないんでしょうかね。ちょっと調べさせていただきましたが、全く出てこなかったのです。まあ住民や今 P T A の方、学校関係の方には周知をさせていただいていると。しか

しながら、先ほど申しましたように、移住定住施策がかなりいろんなところで引き合いに出していただいているということで、そういう方たちが子どもを育てている若い世代の方たちが来られているというふうに聞いております。で、その方たちがこの多気町に来たら移住してきたら、どんな小学校なのかな、どんな風な学校教育をされているのかなってというのはすごく関心事であると。そういう方たちには周知されない状況に今なっていると思うんです。ぜひですね、これをきちんとした形で、大きく言えばもっとグランドビジョンこれをしっかり文字に起こしたものをどういう教育なのか、全般にまあ進行計画みたいなものをですね、総合計画じゃないけれども、教育の総合施策みたいなものをホームページにアップされることをしていただきたいと思うのですが。これは、いかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） 今後この教育施策大綱につきまして、あるいは教育委員会の目標につきまして、ホームページの公表も検討に入りたいと思います。ありがとうございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10番（松浦 慶子） ぜひ検討を進めていただいて、アップしていただきたいと思います。

なぜこのような質問をさせていただくかということですね、都市と地方の教育格差がもう昔から言われていることですが、かなりそこが顕著に見え始めているというようなことが今言われています。そういったデータや分析結果が示されている、昨今のコロナ禍ですね、これが大きく浮き彫り化、浮き彫りがなされてきたということが言えるわけです。まあ地方特有のですね、長男だからとか女性だからといった、そういった未だにその教育の機会均等の享受ができない、されていない背景があつたりするということもまだ未だにあるというふ

うに聞いております。

この一方ですね、当町では、教育委員会では学力向上推進委員会も立ち上げられて、教職員の先生方にも大変力を入れていただいているということも聞いております。学校教育の大きな柱の一つは、やはり一人ひとりの向上、学力向上でございます。学力向上というと暗記ばかりの詰め込み教育というふうに誤解されがちでございますが、ここでの学力というのは生きる上で必要な基盤となる基礎学力、ここをしっかりと将来の子ども達が選択肢を広げられるようなことをしていきたいという、こういうことが重要に思っております。

ですので、まあ現実問題として、皆さんもそうですけれども、就職した場合にですね、大学進学を勧めるものではないですけれども、現実問題として公務員であろうが、ある企業に各企業に勤めるにしても、高校卒業と大学卒業とでは初任給の月額差がまあ3万以上あるというふうなことが現実問題でございます。大学進学を勧めるものではないというふうに理解していますが、そこはやっぱり、しっかり子ども達の将来を見据えた選択肢を広げられるような基礎学力、これは大事だというふうに私は考えておりますので。田舎であっても地方であっても、多気町の教育委員会はこのような目標を掲げて頑張っているという事も含めて、ぜひ検討を進めていただけるということですので、ホームページのほうにアップしていただきたいと思っております。

では次の質問に入ります。2つ目、教育施策大綱と教育委員会の目標に基づいた子どもの育成とは具体的にどのようなことを考えて実施されているのか、お伺いいたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） それではお答えさせていただきます。先ほど私が申しました教育施策大綱の5つの目標、この中の3つが子どもの育成として実施しております。まず1つ目でございます。夢や希望を叶える学力の育成ということにしております。その中でさらに1項目、確かな学力を身につけ自ら学ぼう

とする子ども、その中で6つの目標を掲げております。一つを紹介させていただきますと、子ども一人ひとりの状況を的確に把握し、どの子ども安心して学べる仲間づくりを進めます、っていうことでございます。2つ目は、人や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成ということになってます。その中で2つの項目をあげております。1つ目は、人権を尊重する豊かな子ども、その中で3つの目標を掲げておりまして、一つご紹介させていただきますと、多気町は人権教育カリキュラムをもとに教育活動全体を通じて人権教育を進め、人権尊重の意識や実践力を育みます。そして、2つ目でございますが、社会の変化に対応できる子ども、その中では4つの目標を掲げておりまして、一つ紹介させていただきますと、発達段階に応じたキャリア教育を推進します、ということになってます。そして3番目、大きな3番目でございますが、健やかに生きていくための身体の育成、を掲げております。その中では1つの項目でございます、心身ともに健やかな子ども、を掲げております。さらにその中で4つの目標を細分化しておりますが、一つを紹介させていただきますと、家庭と連携を深め、基本的な生活習慣の確立及び健康の保持、体力の向上に努めますというふうなことになっております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10番（松浦 慶子） 色々まあしてくださっているということでよろしいんですけれども、まあ3つ目に入ります。

教育施策大綱と教育委員会の目標に基づいた学校づくりについて、具体的にどのようなことを考えて実施されているのかお伺いいたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） 質問にお答えさせていただきます。この学校づくりにつきましても、先ほどの教育施策大綱の中の5つの目標のうちの4番、5番が学校づくりについて謳っているものでございます。まず1つ目、安心して学べ

る教育環境づくり、ということで、その中に2項目謳っております。1つ目は、子ども達の安全安心の確保、その中に3つの細分化した目標を掲げております。一つ紹介させていただきますと、校内危機管理体制の充実に努めます、っていうことでございます。そして2つ目の目標ですが、あ、2つ目でございますが、学び合い協力し合う体制づくり、その中には5つの目標を掲げております。一つを紹介させていただきますと、教職員一人ひとりの資質の向上に努めます、っていうことでございます。そして最後、地域に根ざした教育と地域とともにある学校づくりを掲げております。その中では1項目、地域とともにある学校づくり、その中に細分化しております3つの目標がございますが、一つ紹介させていただきますと、目指す学校像を明らかにし信頼される学校づくりに努めます、というふうに考えております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10番（松浦 慶子） それだけしっかりとしていただいているということで、これもぜひホームページのほうにアップしていただくことが重要かと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。まああのこれも令和4年度、今年度の事業内容でございますので、まだ途中でございます。で、その中で、今答弁していただいた中の課題っていうのはどのような部分だと、まあ半分しか過ぎておりませんが、もし課題とかがあればですね、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） 課題と言われますと非常にまあ難しいことではございますが、学校づくりにつきまして、最後の項目でございます。地域に根ざした教育と地域とともにある学校づくり、このところが非常に重要なことではございます。令和5年度、来年度でございますが、多気町内全ての小学校、中学校でコミュニティスクールを目指して今取り組んでいるところでございます。すで

に勢和地域では、小学校、中学校合わせまして中学校区のコミュニティスクールとして取り組み、今年からは相可、そして佐奈の小学校がコミュニティスクールとして取り組んでおります。地域の住民の方々、そしていろいろな関係者を交えまして、学校の運営にあたっていただく、または既にあたっていただくことと思います。そのような中で、子ども達が郷土を愛し郷土を誇りに思う、そういう教育になればというふうに考えております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10番（松浦 慶子） コミュニティスクールがやっぱり小学校、学校を核とした町づくりだというふうに私は思っていますので、子どもも、世代問わずですね、いろいろな地域の方が町づくりに関わっていただくというようなことが返って子ども達のためになるのではないかと、私も考えております。教職員の方以外ですね、先生以外の、地域のいろいろな体験をされた大人たちと子ども達が関わることの大きさ、これが成長過程においてですね、大人になるにつれて、そういうことが大きなテーマ、良いことになるっていうふうに私は期待しておりますので、是非これは進めていかなければ、文科省からの予算は少ないというふうに聞いておりますけれども、やはりここは多気町独自の考えでしっかり進めていっていただくことが、これからの子ども達の為になるのではないかと、いうふうに考えております。そう言われる教育長もですね、やっぱり教育畑から出られた方ではないと。いろいろな経験を役場の中でしていただいた方が教育長に今回、今年度からなられたということで、町長の任命ということでされておりますけれども、やはりこれは私もいろいろな地域の方たちの声を聞いておりますが、そこはかなり期待をしていただいている、今の教育長に期待をしていただいている方の声も多くございますので、ぜひそれをしっかりいろんなところで進めていっていただきたいなというふうに教育長に期待をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして次の質問に入ります。子ども達が今、幸せであると感じられる学

校とはどのような場所だと思われませんか。町長と教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） それでは、私のほうから。今、教育長のほうから松浦議員のご質問にいろいろお答えさせていただきました。また、うちの教育長に對しましてちょっと激励もしていただきまして、ありがとうございます。

このご質問の中にありますこの「幸せであると学校はどのような場所だと思われる」質問でありますけども、まあこれ全体通してですけども、今、教育長縷々ずっと説明をしました。この多気町のその教育委員会の目標の6番目にありますのが、令和10年度、学校統合やっていくというので、こういったものを全て包含してやろうとすると、やっぱり一つのところで多くの子ども達が、特にまあ4番目にもありましたように、安心して学べる教育環境づくり、この中には、子ども達が学び協力し合う場を作るというのも大事な部分があると思います。そういった全体的なことを考えて、今言いましたように、学校を一つにして多くの子ども達がそういう場づくりも大事だと思って、私のほうからお答えをさせていただきました。以上です。

○議長（坂井 信久） 小林教育長。

○教育長（小林 真一） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。その前に、身に余るお言葉ありがとうございます。ちょっと重圧で潰れそうになってるんですけど、はい。それでは、幸せであると感じられる学校とはっていうことでございます。私は幸せであると感じられる学校というより、学校が幸せになるための場所でなければならないとこのように思います。幸せになるための場所、これは今日学校へ行って楽しいと思える場所であるということ、そして卒業後充実した人生を過ごせるように力をつける場所であるっていうこと、つまり在学している現在も卒業後の未来も人は幸せであるべきであり、学校はその実現場所であるべきだと思います。一人ひとりが幸せになる事も、そして

社会全体が幸福になることも、根本の部分で学校教育は大きな関わりを持っているものだと思います。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10番（松浦 慶子） ありがとうございます。もう教育長のお考えはもう素晴らしい、私と同じウェルビーイング、これですよね。もう一人ひとりの幸せとまた社会も幸せになる、そのための学校でなければならないというふうに私も考えております。ぜひ重責は多いと思いますけれども、頑張っていたきたいと思っております。

あの今、おっしゃってくださったことでもありますけれども、やっぱりその子どもが今のこの今も、今この時間も子ども達は学校で生活しているわけでございますけれども、そういった子ども達が今の子ども達がどういうふうに幸せを感じるのかっていうところですよ。将来に向けてじゃなくて、今の子ども達もしっかり見ていかないといけないっていうところが、今回のテーマになるんですけれども。

この9月の2日に全員協議会がございました。このニュースがですね夕刊三重のほうに記事となって、吉田議員の質問についてこの夕刊三重の中で町長のお言葉も載っております。新小学校 28 年度開校へ、というようなテーマでこの題目でですね、記事が出されたわけですがけれども。その中に、町長の答弁の中にですね、「統合は子どもが嫌と言っているとも聞くが」っていうふうに書かれております。そういった答弁をされたというふうに夕刊三重が載せられているんですけれども、まあこれ全協で私も聞いておりますけれども。そこなんですよね、一番大事なのは。子どもの声、子どもは今のこの小学校に通っている子ども達。これ統合についてももう分かる、高学年になったら分かりますよね。その子どもの声を聞くっていうところが一番重要だと思ってるんです。で、そこをどういうふうに考えられているのか、町長にお聞きしたいわけですがけれども。「子どもが『嫌』と言っているとも聞くが本当は大人が『地域から子ども

の声がなくなるのが嫌』と。これを解決するのは本当に難しい」というふう
にまあ苦悩を吐露された、というふうなことですけれども。一度ですね、この今
小学校に、今行かれ、小学校に今の子ども達ですね、に各小学校に出向かれて、
町長が、子ども達のそういった思いとか意見とかそんなことを聞く機会を設け
てもいいのではないかなってというふうな考えてるんですけど、いかがでしょう
か。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 平成 26 年に学校統合について、それぞれの地域へ出向
いて、いろんな皆さんの、これはもう保護者の方も子ども達の集まった場でも
聞かせていただきました。その中には今、私が言いましたことを議員おっしゃ
っていただいた子どもの中には一緒になるのは嫌や、言う子どももおみえにな
る。また一方では、一緒にもっと多くの皆さんで運動したいとか、そういう声
も事実あったんで、まあそれが難しいということを私は申し上げました。で、
ただ、教育目標の中にあります全てのものを解決しようとする、5人 10 人
で勉強している、また運動している、そういう学校環境がいいのか、また大勢
の子ども達と運動会は走りながら、教室も毎年クラス替えがある、こういうと
ころが良いのか、この辺を全体的に考えて今まで統合について取り組んできた
ということでもありますので。それぞれの皆さん、議員の皆さんもそうですし、
地域の皆さんもそうですけれども、理想をいろいろ言ってみますけれども、そ
れを実際、全体まとめて考えてどうしていくかというのは、これから今から議
論をして、令和 10 年度に向けて取り組んでいきたいなと思っております。こ
れ、平成 26 年、それから 2 年前に答申をした、これ前回は申し上げたんです
けれども、こういう結果を踏まえて今になっておるので、これから今回はもうま
とめていきたいなと思います。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10 番（松浦 慶子） 今たまたま統合の話だけですけれど、子どもの声を聞くという平成 26 年ですかされたの、これ毎年っていうか、一年学年ずつもうみんな 26 年、平成 26 年の時の小学校 6 年生は今何年生になっているのかっていう話ですよ。これをしっかり今またまた今統合の話だけですけれど、もっといろんなことがありますよね。そこに町長が出向かれて、その子ども達としっかり保護者や地域の人まゝ無しでも子ども達としっかり話をするっていうところがやっぱり一番重要なことだと思うんです。子ども達町長が学校に来られて話をするってすごく喜ぶと思うんですね。だからどういう僕たちの意見を私たちの意見を聞いてもらえるのかっていうところに、きちんと焦点を当てていただくという、そこが一番大事だと思っているんです。まゝ統合、今の子ども達は統合されるのが 28 年ですか、その時にはもうその子ども達はもう大きくなっているということも考えられますけど、やっぱり今の子ども達の様子を見ていただきたい、その声を聞いていただきたい、っていうことをぜひ行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 議員おっしゃっていただいたように、そういう場をこれから踏まえていきたいと。これはもう教育委員会と一緒になると思うんですけども、取り組んでまいります。よろしくお願いします。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10 番（松浦 慶子） ぜひよろしくお願いいたします。そうしましたら、5 番目の質問に入ります。

教職員や学校支援員、学習指導員、スクールサポートスタッフ、ソーシャルワーカー、カウンセラー、または地域の大人が子ども一人ひとりと向き合える学校づくりが理想だと考えています。子どもの個性は一人ひとり違って当然であり、学習においても運動能力においても個人差があって当たり前で、一人ひ

とりの得意な事、好きな事を育てていくことこれが学習指導要領で求められている柔軟でより効果的な教育だというふうに考えております。一人ひとりの子どもに合った最適な学びを実現するには、担任の先生一人だけではかなり難しいと現場の声を聞いています。そのしわ寄せが子ども達に及ばないようにするために学習支援員などのマンパワーの支援を厚くすべきだと考えておりますが、当局の考えをお伺いいたします。これはまあ人の問題になりますので、予算が関わってくるということで、町長と教育長のお考えもお伺いいたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） それでは、ただいまのご質問に私のほうからお答えさせていただきます。子ども達一人ひとりが多様な可能性を秘めた存在であり、それぞれに多様な教育ニーズを持っています。そして子ども達に育むべき生きる力は多様な人々と関わり、さまざまな経験を重ねていく中で生まれてくるものです。だからこそ子ども達にとって教職員や地域の方々などたくさんの大人達に見守られ、認められながら育っていける環境があるということは大変重要だと考えております。ただ、っていうことでございますが、支援のあり方については、各学校のニーズはさまざまであると思います。今後につきましては、各学校でコミュニティスクール、先ほど申しましたが、の取り組みも始まります。地域人材の活用も含め、しっかり各学校と意見交換をしながら各学校に応じた支援のあり方を探っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

久保町長。

○町長（久保 行男） 今教育長が申しあげましたように、そういう取り組みをやってくということですが、これは我々多気町だけではなく、私たちの町でも隣の町でもみんなそれぞれ単独で支援員含めて予算を持ってやります。で、我々の町でまた隣の市で支援員を増やす、それからこういったスクールサポートの人たちを入れていくというのは限界がありますので。先般も町

村会で全市町、町長含めて国のほうへそういったスタッフの予算確保を要望しております。これは、小さな自治体だけでできませんので。今そういう取り組みを国のほうから支援をもらえるように、そんな取り組みをしております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10番（松浦 慶子） 今、人口減でですね、どこのところもかなり苦戦されている。私がちょっと今申してますのは町単、町の費用でどれだけそういうマンパワーを確保できるか、ここにかかってくると思うんです、各自治体の教育については。先生だけに任せておけないという、まあ先生たちも頑張っていておるんですけれども、やっぱりこの、さっき言いましたように、新しい学習要領をこなしていく、これをこなした上でもっと違うやり方、授業をしっかりと明確にしていただかないと、子ども達は育っていきませんので、そこを助けるために、やはりマンパワー、今マンパワーと言ってますのは、介助員って前この町で多気町では言ってます。今、学校支援員っていう方たちは各学校に数名おられて、これは町の費用で出されていると思うんですけれども。そこをですね、もう少し手厚くしていただけないかということなんです。

で、この町単で出されてる大台町と多気町、で、あと明和町、この大台町と明和町について調べて聞いてみますとですね、大台町はその特別支援児童数 17 人に対して支援員は 18 人おられます。明和町は特別支援児童数 56 人に対して支援員が 26 人。で、多気町はと言いますと、特別支援の児童数 35 人に対して支援員が 16 人。まあ大体、明和町と多気町は 2 人に 1 人ぐらいかなっていうふうな。しかし、大台町なんかはもう 1 人に 1 人付けられていると。これは、その介助員というのを超えたその学習も一緒に授業を教室で一緒にされるわけですけれども、その時にやっぱりかなり大きな差が出てくるっていうふうなことを、まあ現場の先生方がおっしゃっているということなんです。で、そこをもう少し手厚くしていただかないとですね、結局子ども達にその授業ができなくなると。他の特別支援の子ども達も大事、その他の健常者の子ども達も

大事。その授業をしっかり確立、確保していくためには、そこのマンパワーの手厚くしていかないというところ。で、まあそういう人たちは会計年度任用職員になるのか、その辺よく分かりませんが、やっぱり期限付きで一年更新できちっとその方たちに研修を持っていただきたい。そこなんです。きちんと研修をしていただく。ただ単に来ていただいて子どもを見る、だけじゃなくて、しっかりその介助員プラスその授業もアシストできるような、そういう方たちを多気町独自でやっていただくことが、この統合を考える前の段階で大事なことだというふうに、私は思っているんですね。そこをしっかりと確立しないと、ただ単に統合、側だけ作って中身の教育はもう置いていきぼりなのか。それはやっぱりみんなしわ寄せは子ども達にくるわけですね。

今いろんなもう日本全国の学校も、公立の小学校なんか調べてみますと、先ほども言いましたように、一人ひとりの子ども達が学習できる取り組み、これですね。広島、まあ一つ事例を申しますと、広島県の公立小学校ですけれども、廿日市市、自由進度学習っていうのを取り入れられているんですね。従来通りのクラス全員が一斉に先生の話聞いて、一斉にドリルやプリントを行うのではなく、自分で計画を立てて自分のペースで学習を進めていく方法なんですけれども、まあ教室以外でも廊下でも隣の教室でもいろんなところでその学習ができるというようなスタイルになっているらしいですけれども。

そういうことをしていこうと思うと、やはりそのアシストしていただけるようなそういうマンパワーがとても大事になってくるというふうに思っています。これをするかしないかによって子ども達へのしわ寄せ、子ども達が幸せにいろんな楽しく学べる場所ですね。宿題なんかはよく言われますけれども、なんかもう体罰的な、なんか悪いことしたら宿題みたいな感じで捉えられては困るわけです。楽しく勉強できるということにはならないわけで、宿題をなくすということもされてる学校もあるというふうに、公立学校もあるというふうに聞いてます。ここは文科省が別にそのテストや宿題を義務付けているわけでもないでございまして、やっぱりその中身、授業の中身までしっかり教育

委員会で考えて、それを各学校の多気町内の公立学校に示していただきたい。そこまでしっかりやらないと、統合の話にならないと思うんですね。だからそのところを子ども達のためにやっていただきたいというのが、この私の今回のテーマなんです。で、そこをどのように考えられるかっていうところなんですけれども。いかがですかね。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 全体的なことになるか分かりませんが、議員おっしゃっていただいたように、その一人ひとりによって違うというのと同じように、地域によっても違います。多気町によっても違うし明和町によっても大台町によっても違うので、それぞれの学校に合ったように。で、例えば、発達障害の子どもがどうかそういうことに含めて、マンパワーっていうか指導員の体制を整えております。これは多気町におきましては例えば、学校図書館司書を多気町は今こんな状態なんでこんだけ配置をします。で、これから取り組んでいきたいのは隣の町とも話をしとったんですけれども、中学校の運動クラブをやるのには専門のところへ専門的にやってくれる団体に任すとか、まあこんなことも含めて先生の負担、それから子ども達の運動の能力をアップするためにもみんなで地域で取り組んでいこうということで、今含めてやっております。以上です。足らん部分あったらまた教育長から。

○議長（坂井 信久） 教育長よろしいですか。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） 私から、学校現場で子ども達に向き合っている先生方々からはしっかり子どもと向き合う時間が充分とれていないといった声も一部聞いております。ただ、安易に人的補償すれば解決できるという問題ではないということも承知しております。大切なのは子どもと向き合っている教職員の方々が、子ども達の学びや成長のために多くの時間を割けるようにすることだと考えております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 以上で、松浦議員の一般質問を終わります。

○議長（坂井 信久） 以上で、通告者全員の一般質問が終わりました。

本日の会議は、これにて散会といたします。

（ 9月13日10時31分 ）